

地域社会学会会報

No.203 2017.6.26

地域社会学会事務局 Office of Japan Association of Regional and Community Studies
〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33 千葉大学文学部 清水洋行研究室内
TEL&FAX 043-290-2292(直) 郵便振替 地域社会学会 00150-2-790728
E-mail jarcs.office@gmail.com URL <http://jarcs.sakura.ne.jp/>

目次

1. 地域社会学会第42回大会報告
 - 1-1 自由報告部会 1-1 印象記 大谷 晃 (中央大学大学院)
 - 1-2 自由報告部会 1-2 印象記 阪口 毅 (専修大学兼任講師)
 - 1-3 自由報告部会 2-1 印象記 岡田 航 (東京大学大学院)
 - 1-4 自由報告部会 2-2 印象記 望月 美希 (東京大学大学院)
 - 1-5 自由報告部会 2-3 印象記 谷口 功 (椙山女学園大学)
 - 1-6 自由報告部会 3-1 印象記 吉田 愛梨 (首都大学東京大学院)
 - 1-7 自由報告部会 3-2 印象記 松蘭 祐子 (淑徳大学)
 - 1-8 シンポジウム 報告1 藤山 浩 (一般社団法人持続可能な地域社会学総合研究所)
 - 1-9 シンポジウム 報告2 林 雅秀 (山形大学)
 - 1-10 シンポジウム 報告3 濱田 武士 (北海学園大学)
 - 1-11 シンポジウム 印象記 牧野 修也 (神奈川大学非常勤講師)
2. 2016年度第6回理事会の報告
3. 総会報告
4. 研究委員会からの報告
5. 編集委員会からの報告および年報第30集の原稿募集のお知らせ
6. 国際交流委員会からの報告
7. 地域社会学会賞選考委員会からの報告 (2017年度学会賞候補業績の推薦について)
8. 地域社会学会第42回大会会計報告
9. 社会学系コンソーシアム担当からの報告
10. 地域社会学会2016年度決算報告ならびに2017年度予算
11. 2014年5月10日以前に投稿された著作物に関する地域社会学会著作権規定適用について
12. 事務局からのお知らせとお願い
13. 会員異動
14. 会員の研究成果情報(2017年度・第1次分)
15. 2017年度の研究例会の日程(予定)のお知らせ
16. 理事会・委員会のお知らせ

2017年度第1回研究例会のご案内

- 日時 2017年7月15日(土) 14時~17時
会場 早稲田大学 戸山キャンパス 33号館3階 第一会議室1202室
※会場へのアクセスは本会報37-38頁をご参照ください
- 第1報告 船戸 修一 (静岡芸術文化大学)
地域社会の共同性の再構築に向けて—大会シンポジウムの成果と課題 (仮)
- 第2報告 田中 志敬 (福井大学)
地方の抗い—福井市中心市街地の取組みを事例として

1. 地域社会学会第42回大会報告

5月13、14日の両日、地域社会学会第42回大会が秋田県立大学秋田キャンパスで開催されました。地方での開催でしたが、一般、院生（非会員含む）をあわせて81名の参加がありました。両日にかけて、シンポジウムと7つの自由報告部会が開かれ、それぞれ多彩な発表と熱のこもった討論が展開されました。13日に第10回地域社会学会賞表彰式と総会が行われ、終了後は秋田駅近くのホテルに会場を移して懇親会が催されました。懇親会には60名程が参加し、秋田の民俗芸能「番楽」の演奏と舞いを楽しみながら、交流が広がりました。第42回大会の開催にあたり、宿泊の手配を含め、準備や運営にご尽力いただきました秋田県立大学の荒樋豊会員をはじめ、非会員にもかかわらずスタッフを務めてくださいました教員・職員、院生・学生ほかの皆様、ここに記して篤く御礼申し上げます。

1-1 自由報告部会 1-1 印象記

大谷 晃（中央大学大学院）

本報告部会では、インナーエリアや郊外における事例をもとに、現代における地域社会の「変容」に関する報告が、4名の会員によりなされた。以下では、それぞれの報告でなされた議論と、若輩ではあるが若干のまとめを記したい。

第一報告は、金善美会員（同志社大学）による「大都市インナーエリアにおける地場産業の現代の変容—京都・西陣織業の事例から—」である。本報告の目的は、前近代的・労働集約的な産業構造の上に地域社会内部に強い階層構造・閉鎖性を持ち、一般的なインナーエリアとは異なる西陣地域において、「技術伝承と産地復活に向けた若手職人・クリエイターの取り組みから現代社会における地場産業の変容を明らかにする」ことである。

従来の研究と比較して産業従事者の動向・意識により着目した本報告では、織屋を中心とする分業的・垂直的・職住共存的と特徴づけられてきた西陣織業において、現代の従事者たちが3つの類型に分けられるのではないかという議論が提起された。第1に、西陣織業を「工芸」から「工業」へと転換しようとする「企業家型」、第2に技術伝承という目的のために開放性・柔軟性を持つ「技術伝承型」、第3に自らが下請け職人の立場から脱して、作家性・芸術性を追求する「クリエイター型」である。そして、織物業自体の衰退や国際化・自治体政策による産業構造の変容、職人たちによる既存の「伝統」理念の解体、織屋—織手（職人）の間の葛藤が、地場産業の変容・地域社会の変動として見出される。最後に、府外出身・高学歴・若年層という従来とは異なる新参の職人たちにより「伝統」の理念が再創造される可能性があるのではないかと、西陣の事例からは過渡期にある地場産業の新たな展開が見出せるのではないかと、重要な問題として提起された。フロアからは、伝統的地場産業の定義や具体例・買い手市場の想定・国策からの位置づけ・現在の職人たちの待遇などの問題が問われた。

第二報告は、山本薫子会員（首都大学東京）による「都市インナーエリアにおける『ジェントリフィケーション』への対抗と経済活性化推進の行方—カナダ・バンクーバーを事例に—」である。この報告では、「社会運動・集合行為としての『ジェントリフィケーション』への対抗」、とりわけ「我々の場所」に関する主張・言説がどのように形成され、再生産・編成されているのかということが問題となる。事例としては、カナダ・バンクーバーの低所得者層居住地域、都市下層地域における経済活性化と対抗運動が取り上げられた。

2010年に冬季オリンピックが開催されて以降、バンクーバーでは中流者向けの住宅・商業施設が増えている。その一方で、低家賃住宅の取り壊しや賃上げによる低所得居住者の追い出し、また違法な路上出店者の取り締まりが強化されてきた。こうした動きへの対抗として、主に2つの運動が取り上げられる。第1に、低所得者層による違法路上販売が摘発され従来の場所からは追い出されたものの、別の場所に移行し市から制度化された専用販売用地を得たという事例である。この事例の場合、社会運動団体は「追い出し」と批判したが、販売者の多くは「自分の場所を確保できた」という意見が主流であった。第2に、簡易宿泊所やシェルターの環境に不満を持って

いた先住民たちが、地区内の公園を占拠しテント村を立てた事例である。この場合、現在も不法であることに変わりはないが、日系人団体やホームレス団体を中心に地域社会は寛容であった。バンクーバーでは、マイノリティの側からも、様々な団体が相互浸透し合いながら「我々の場所」を根拠に対抗運動を展開しているということが重要な指摘であった。フロアからは、土地所有の関係・開発主体・行政対応等に関する質問がなされた。

第三報告は、高橋絢子会員（一橋大学大学院）による「東京郊外における米軍基地撤退の影響：立川基地跡地を事例にして」である。この報告は、「基地およびその跡地がその時々でどういった文脈の中に置かれ、どういった場所として見られてきたのか」という立川基地跡地をめぐる意味づけの変化に関する問いを、基地返還後の1970年代までの基地跡地利用計画を中心に分析するものであった。

米軍の接收以降の風紀問題や「国際都市」という表現、また著名な砂川闘争による「抵抗の現場」というイメージが、従来の立川基地が与えていたものであった。しかし、基地返還前後のうごきからは、異なる側面もまた読み取れる。返還が予定された基地跡地の利用に関して、市が自主的な跡地利用計画を立て、国から提示された自衛隊移駐に反対する革新市長が誕生したという経緯からは、「反戦・平和運動」としての側面も読み取れる。また、同時に自衛隊移駐反対運動は、市北部の砂川地域と立川市街地の格差を解消しようとした、団地住民などの新住民層の生活改善運動の文脈も込められていた。いよいよ基地返還にあたって東京都・立川市・昭島市の3者で策定された跡地利用計画案には、昭和記念公園のみならず、大規模なオフィス街の建設・住宅団地の建設・交通インフラの整備が挙げられていた。これらには、多摩の大規模開発の中心として、都心の人口過密解消という目的が付与されていた。ここでは、「基地」であったという記憶は捨象されているということが重要である。フロアからは、新聞記事分析のアドバイスや、立川の現在の動向とどう関連付けていくのかという問いかけがなされた。

第四報告は、岡田航会員（東京大学大学院）による「『人と自然のかかわり』再考—東京都H市H区共有地『堰山』の変遷をもとにして」である。この報告で取りあげられたのは、「堰山」という1つの土地をめぐるって繰り返された、ダイナミズムを含む人々の「意味づけ」の変化であり、従来のコモンズ論と比較して、所有も利用も含まない微小な「人と自然のかかわり」の意義を見出そうとするものであった。

東京都H市H区では、近世以前より稲作のために、村落運営層や用水の利用者層によって、堰山が管理されてきた。明治維新後に士族に堰山が払い下げられ私有地化された後も、村落によって買戻しが行われた。しかし、こうした堰山への意味づけは時代とともに変化していく。とりわけ、戦後に堰山がコンクリート化されて以降は、山を十分に所有しない層によって、薪炭等の生活に必要な資源を確保するための場所として意味づけが行われ、またこうした需要の高まりに伴い堰山の利用は入札制となり、H区にとっては財源確保のための場所ともなった。その後、高度経済成長期にはニュータウン開発が計画され、住宅メーカーによる開発計画が浮上するが、地域住民たちはこの計画に反対し、開発を起ささないであろう近隣の学校法人への売却を行う。これにより、所有権はなくなるが、宅地開発の防波堤としての役割が堰山に与えられ、「安定した農業経営の基盤」という意味づけは付与され続けていた。その後利用はされず放置されていた堰山は、2000年代に入り、東京都の制度である里山保全地域の指定をめざしつつ、里山ボランティアとの連携が目指されていく。ここでは、人間と里山の関りの持続と、コミュニティ再形成という意味づけが持たれたと言える。この報告を通じて、「意味づけ」という分析枠組みを用いることで、微小なものを含む「人と自然のかかわり」のダイナミズムを描き、再評価することが提起された。

時間の関係上、総括討論は行われなかった。また、筆者が次のセッションにおける別会場にて自由報告を行うという理由で退出し、第4報告の質疑応答に立ち会えずに記載できなかったことを、この場でお詫び申し上げたい。

しかし、以上のように、時代がもたらす大きな社会変動と、それに伴うインナーエリアや郊外における地域社会の変容に関する興味深い報告が、本部会には並んでいた。とりわけ、「土地」「産業」に関わる、構造の変動や人々の意味付与のあり方が1つの共通点であった。より大きく

は、地域社会変動の受け手となる人々は、いかにそれを受容し、捉え返していくのかということが主たる論点だったのではないであろうか。本報告部会における4つの報告からは、地域社会学会に求められるものと可能性が示唆されているものであったように思い、大変刺激を頂くものであった。

1-2 自由報告部会 1-2 印象記

阪口 毅（専修大学兼任講師）

本部会では、2004年のスマトラ島沖地震と2011年の東北地方太平洋沖地震という、二つの震災前／後の地域社会に関する事例報告が重ねられた。以下では各報告と議論の跡を辿りつつ、筆者が最も惹きつけられた「前近代」の長期持続性について考察したい。

第1報告：室井研二会員（名古屋大学）は、スマトラ沖地震後のアチェにおける復興格差の現状とその規定因を分析するものであった。(1)人口学的側面については、集落の8割が亡くなった場所でさえ、同族的・土着的なコミュニティが生存保障の仕組みとして働き、自然増による人口回復がみられた。この背後には、婚姻や出産に関する慣習法(adat)の働きや、コミュニティ・リーダー(keuchik)の介入、「人口の埋め合わせ」という規範意識が存在していた。(2)社会的側面については、都市／農村の社会的凝集性の差異が復興格差として現れていたが、それ以上に紛争終結による民主化・分権化の影響がみられた。(3)経済的側面については、生業被害の格差、紛争終結後の経済自由化を背景としたリージョナルな経済格差の拡大がみられた。「下からの」復興の規定因としては、(i)コミュニティが復興過程に参加したか否か、(ii)コミュニティの住民構成がどのように変化したか、(iii)スハルト時代に廃止され紛争終結後復活した慣習法が、政府のボトムアップ推進事業とどのように関連しているか、が重要である。

松園会員（淑徳大学）からは「復興のアクターはどのような形態なのか」「家族が再編されているのか」、浅沼＝ブリス会員（フランス国立科学研究センター）からは「復興計画に対して何がうまくいっていないのか」という質問がなされた。室井会員は、「カンポン（集落）とグチ（リーダー）が大きな働きをするが、政府の復興プロジェクトの受け皿とはズレがあり、スハルト時代につくられた小グループなどの働きもある」「伴侶をなくした人たちが新たな夫婦となる仕組みがある。日本にもかつてあったのではないか」「古い慣習法にもとづく制度があり、より広い単位で制度ができていない」と応答された。

第2報告：齋藤康則会員（東北学院大学）は、東日本大震災後の「みなし仮設」制度の展開を概括するものであった。阪神・淡路大震災後の「単線型住宅復興」に対して、東日本大震災の災害救助法は弾力的に運用され、「みなし仮設」が主流となったが、やがて「支援格差」が噴出した。プレハブ仮設にはNPOやボランティアによる炊き出しや支援物資が届くが、「みなし仮設」は不可視化され「見えない被災者」となった。プレハブ仮設の集会室は地域の被災者全体の施設ではなく、入居者の施設として機能した。「みなし仮設」の意図せざる結果として、「お金のあがる人がアパートに入ったのではないか」という偏見や、政策形成サイドからのバックラッシュが起こった。「みなし仮設」の主流化は、被災者へのアクセスルートの限定やボランティア・NPOのスクリーニングを生み出した。公的機関・事業受託NPO以外は「見えない災害ケースワーク」に従事し、委託外ニーズは保留されたり、委託終了後の対応などの問題が残っている。

辻会員（名古屋大学大学院）からは、「熊本での計画見直しはなかったか」という質問がなされた。齋藤会員によれば、「公的支援の選択と集中（公的機関と事業受託NPOに重点投下）の枠組みは、そっくりそのまま熊本市に適応された」という。

第3報告：辻岳史会員（名古屋大学大学院）は、東日本大震災被災地域における復興計画策定後の産業復興・まちづくりの展開のなかで、官民連携・協働の社会的体制の震災「前／後」の変化を分析するものであった。事例として取り上げられたのは、宮城県女川町、東松島市、名取市であった。(1)女川町では、バブル期以降、町と産業団体が様々な第三セクター事業の共同出資・共同運営を担うようになった。震災後は「津波復興拠点整備事業」により駅前商店街を先行して整備し、まちづくり合同会社をはじめ様々な半官半民組織が派生していった。(2)東松島

市では、1990年代から観光開発を担う第三セクターが設置され、町、農協や漁協、観光協会、商工会が共同出資し、行政との結びつきが強かった。震災後は、内閣府の「環境未来都市」選定および環境関連事業に注力し、中間支援組織づくり、市内外の企業の事業誘致が行われた。(3) 名取市では2000年代末に中心市街地整備のまちづくり会社が設置され、名取市、商工会、公募市民、公募企業が出資するも、閉上地区を基盤とする第三セクターは存在せず、各産業団体と行政との結びつきは弱かった。震災後はまちづくり会社の設立を進めているが、地域内外の新たな担い手の参加や世代交代の動きは弱い。復興事業の進行が早かった東松島市や女川町では、自治体外を含む担い手の多様化がみられるなど、「ガバナンスの開放性」が高まっており、産業復興やまちづくりの体制について、地域に選択肢が用意されていた。

渡戸会員(明星大学)からは「ガバナンスの開放性の高まりからどのような知見が得られるか」、浦野会員(早稲田大学)からは「震災『前』の組織連関と『後』の emergence な動きのダイナミックな連関をみていってはどうか」というコメントがなされた。社会員からは、「震災『前』の諸組織間の結びつきは、制度化されていなくとも自治体ごとにパターン化されていたのではないか」との応答がなされた。

第4報告：似田貝香門会員(東京大学名誉教授)・他は、これまで研究を進めてきた〈災害時経済 Disasters-Time Economy〉の構成要素のうち、緊急時に形成される生存規範に基づく経済行為の共同目標、〈市民的共同財＝現代的コモンズ〉に焦点を置くものであった。事例として、阪神・淡路大震災から東日本大震災において組織化された市民主体の基金・寄付活動が取り上げられた。(1) 「しみん基金・KOBE」は、「顔の見える関係」が重視され、成果主義によらない「草の根」支援という特徴を持っていた。(2) 「茨城 NPO センター・コモンズ」は、市民事業の側面支援を目的とし、萌芽的なプロジェクトへ財源を繋いだ。(3) 「扶助基金・東北ヘルプ」では、地域の「顔役」から生活困窮者に資金提供されるという間接的支援の仕組みが作られた。凝集性の高いコミュニティのなかで生きる人びとは、行政福祉には相談しづらく、近代の理念である「透明性」の確保が、むしろ困窮者を取りこぼす帰結となる。公共サービスからこぼれ落ちる人びとの日常性を支えてきた「顔役」の顔を立てながら、非公式なガバナンスを梯子として支援する仕組みが作られた。

鈴木会員(中央大学)からは「モラル・エコノミーの動因は何か」、松園会員(淑徳大学)からは「公共サービスが『顔のみえる』関係だと難しいというのはどういうことか」という質問がなされた。似田貝会員からは、「資本主義以前の交換／贈与のメカニズムは、近代化／グローバル化すれば無くなると考えられてきたが、災害時には市場経済や国家予算によってではなく人びとの最低限必要な財を分配しようという規範に基づく経済が典型的に現われる。しかしこれは2～3年分しかストックがない。現代的なモラル・エコノミーを創出していく必要がある」「凝集性の高い地域のなかでの『体面』の問題があり、『都市』で考案された福祉制度が地域の現状に噛みあっていない。戦後の『民主化』を理念とする農村社会学で福武先生がぶつかった問題に、再びぶつかっている」という応答がなされた。

第1報告と第4報告の事例からは、大災害時など近代社会の構造が揺らぐ局面において、伏流水のように存続していた「前近代的」な社会制度、慣習、規範が「裂け目」から浸み出し、現にある地域社会の生存を支えるという現象の共通性が見られた。かつて鶴見和子が「垂柱モデル」(『漂泊と定住と』)を提起したように、この共通性は近代化の後発社会における過渡期の現象＝遺制や、非ヨーロッパ社会の特殊性として周辺化されるべきテーマではないと思われる。それは一過性／一回性か、持続性／周期性か、特殊な事例か、普遍的な原理か、復古的な現象か、「現代的」に「生かし直される(reappropriate)」(R. N. ベラー『心の習慣』)のか。震災「前／後」の議論を越えて、より長期的・歴史的視野を持った比較地域学が可能なのではないか。あらためて地域社会学の可能性と深さを感じさせて頂いた部会であった。

1-3 自由報告部会 2-1 印象記

岡田 航（東京大学大学院）

自由報告部会 2-1 では、まちづくり、経済の地域循環、外国人集住地域などをテーマにした 4 つの報告が行われた。なお、本部会の報告はそれぞれの独立性が高いことから、総合討論の時間は設けず、各報告の持ち時間を 30 分に拡充したうえで行われた。

まず、第一報告は矢部拓也氏（徳島大学）の「『ふるさと納税』は東京一極集中を是正し、地方を活性化しているのか？—都道府県・市町村収支データと財政力との関係から考える」であった。矢部氏は、そもそもふるさと納税とはどこかで黒字が発生すれば別の場所で赤字が発生し、本来得られるはずだった税金が流出するゼロサムゲームであると指摘した。そのうえでどれだけの金額がふるさと納税によって自治体から流出しているのかに着目し、そのことを都道府県と市町村の収支データをもとに分析を行った。矢部氏によると、ふるさと納税によって赤字になっているのは東京都をはじめとした財政力指数が高い都道府県に限らず、それが低い県でも税収を大きく増やしている場所もあれば赤字となっている場所もあり、必ずしも公平な再分配がなされていない現状が窺えたという。また市町村別に分析すると、県庁所在地のふるさと納税収支は 38 の県庁所在地で赤字になっていた。それは都道府県に限らず、自治体の人口が多いほど赤字になる傾向が高く、財政力指数が高く高額納税者が多ければ、地方都市でも財政が流出している傾向があることが明らかになった。つまりふるさと納税とは、人口が少なく、課税対象所得の低い地域が黒字になりやすく、有利な制度だったと考察した。

質疑では「同郷団体などに故郷の自治体からアクセスして納税してもらっている実態はあるのか」「函館市では大間原発建設差し止め裁判の費用にふるさと納税を充てるそうだがそのような動きは広がるのか」などの質問があり、「担当者の判断であり、ガバメント・クラウド・ファンディングのようなものにはお金は集まりにくい、実情を緊急に変える時のアクションとしては使える。それを喚起するためのアピールが重要だ」とする矢部氏からの応答があった。

第二報告は山岸達矢氏（法政大学大学院）の「まちづくり条例における大規模土地取引行為を対象とした協議手続きの有効性—国分寺市まちづくり条例の運用実態を中心に」であった。山岸氏は、自治体は地域社会での合意形成において、どのようにリーダーシップを発揮して自治の要になれるのか、また市民はどのように日常生活の中で合意を形成しうる主体になれるのかを明らかにしたいとした。そしてそのような合意形成を行うためにはまちづくり条例が有効だと指摘した。そのうえで東京都国分寺市におけるまちづくり条例に着目し、そこで起こったマンション建設の際に条例に基づいたまちづくり審議会が果たした役割について考察した。ここでは低層住宅地と農地の混在する地域に大型マンション建設計画が浮上し紛争となったが、大規模土地取引行為の届け出→まちづくり審議会が地区計画を都市計画審議会に提案→地区計画の策定中に売買契約→その直後に地区計画成立という変遷を辿り、事業者はその後一旦新地区計画の高さ 20m 制限を大幅に超える計画を提出したが、最終的には新地区計画に沿った建築物に変更し、高さ制限が実現したという。山岸氏はこうした経緯について、まちづくり審議会の果たした意義について強調したが、フロアからは「まちづくり制度の話とまちづくり審議会の話との整理が不十分なのではないか」「地区計画を策定する前に業者が建築確認申請を出してしまえば、その後新地区計画が制定されてもそれを基に高さ制限を求めることはできなくなる。これはまちづくり制度の話というよりも速やかに地区計画を作れたことが大きかったのではないかと疑義が呈された。今後論文化するにあたっては、これらのコメントを基にした分析の再整理が求められる。

第三報告は丹辺宣彦氏（名古屋大学）の「豊田市保見団地における日系ブラジル人の移動・定着と『周辺性』」であった。丹辺氏は、保見団地は日系ブラジル人最大の集住地であるが、定住層の階層的地位はどのようなものか、内集団や、日本人住民とどのような（マジョリティ/マイノリティ間の）集団間関係が形成されているのか、という問題関心を掲げた。そのうえで丹辺氏らが先行研究で示した「成熟期の産業都市における地域・職場秩序は『搾取』図式（マルクスの階級）よりも「閉鎖」図式（ヴェベリアンの階級—地位モデル）による格差形成が適合するように変化している」ということが保見団地に居住する日系ブラジル人にも妥当するのか、妥当するとすればどのような「周辺性」なのかを検討することを研究目的にあげた。二種類の質問紙調査

データセットを活用した調査からは、保見団地では定住化したグループも形成されていること、そうした定住層は団地内外のネットワークを蓄積し、トヨタ関連企業への正規就労も増えている一方、生産システムの周辺部に滞留し、被差別感を抱えていることが明らかになったという。また定着層は流動的な周辺層とは言い難いが、トヨタ生産システムとの関係では「半周辺的」な位置に留め置かれており、生産方式へのアクセスが制限されているという点では階級的閉鎖のパラダイムが適合するとした。そのため新古典派的な「搾取」が生じている可能性は否定できないと述べた。

フロアからは「フィリピン・ネパール・ベトナム人が増えている中でこういう保見団地の特殊性をどのように位置づけるのか」「こうした日系人の集住地域では広田康生のいうトランスナショナルコミュニティのような、日本人との関係も含めた国境を越えて広がる社会関係はみられるのか」といったコメントが出された。

第四報告は中澤秀雄氏（中央大学）の「域内循環の経済社会学から展望するまちづくり—岩手県奥州市・食の六次産業化の展開」であった。中澤氏は岩手県奥州市において六次産業化政策が好循環を生み出していない背景について分析を行った。中澤氏によると、奥州市では外貨獲得を狙った地域ブランドの外部社会へのアピールが独り歩きしており、そのために「内発的発展」「域内循環」という、掲げているはずの政策理念が空文化している実態を指摘した。そしてその背景には既存の地域ブランドの成功体験の呪縛や複雑な関係を持つ旧市町村の合併によって成立した市であるために起こっている域内対立への焦りがみられたとした。そして売場調査や家計調査の結果から、掲げている政策理念とは裏腹に域内循環が漏出していることを明らかにした。その一方、家計調査からは現状で10%に満たない域内調達率が10%上昇すれば、300人を超える雇用を生み出せることが示せたとした。これらの結果から、奥州市で求められているのは地域ブランドの対外的なアピールではなく域内経済循環の創出だと結論づけた。

フロアからは「域内循環といっても売るものがなければできない。行政の規制よりもマーケットメカニズムを作るべきなのではないか」「域内循環の「域内」は地方自治体単位で説明されているがその境界は作られたものであるので、奥州市の周辺まで含めて見た方がいいのではないか」といった質問が提起され、「物販を変えるのはできるし、まずやるべきことだろう。ただしそれは一足飛びにはできない。奥州市から岩手県南地域などへ分析対象を広げていくことも重要だが範囲が広くて大変なのでまずは奥州市の分析を行った」との回答があった。

本部会の報告は、定量データを基にして、地域社会の現状と課題を浮き彫りにする報告に加え、そこに降りかかる政策に対して学問の視点からどう応答していくのかについて意識が向けられた報告も多く、定性的な調査を専門とする筆者にとっては受けた刺激が少なからずあった。いずれの報告も、今回の発表を踏まえ今後一層深められていくとのことであるので、研究の深化に期待したい。

1-4 自由報告部会 2-2 印象記

望月 美希（東京大学大学院）

自由報告部会 2-2 では、地域社会に積み重ねられた歴史の分析に関する3つの報告が行われた。第一報告は、早川洋行氏（名古屋学院大学）による「新幹線新駅中止—地域社会のドラマ分析」であり、滋賀県栗東市に建設が予定されていた新幹線新駅建設が、新知事嘉田氏の誕生を契機に中止となった事件について、ドラマ分析の手法を用いて論じた。このドラマの結末は、新駅建設中止により栗東市が多額の負債を抱えたこと、その対応を巡って基礎自治体市長と嘉田氏の溝が深まったこと、嘉田氏は新駅跡地の「後継プラン」が完了しないまま退任に至ったことから、「悲劇」であったと評された。そして、この結末を招いたのは、県民の熟議が不在のまま、新駅中止へと流れ込んだプロセスにあったと論じられた。

フロアからは、ドラマ分析という手法に関する質問が見られた。浅野氏（神戸大学）の「滋賀県にとって『悲劇』と評したが、喜劇と評することもできる。ドラマを描く研究者の立ち位置によって、ドラマの結末は変わるものではないか」という問いに対しては、「ドラマ分析は、ジン

メルの方法論がベースであり、観察者も社会と同次元にあるという前提を持つ。報告者は、『栗東市住民と客観的な社会学者という2つの立場』にあり、さらに住民や関係者へのインタビューによって妥当性を担保している」と回答した。鈴木氏（中央大学）の「ドラマの舞台裏の社会関係については、分析で触れないのか」という問いに対しては、「ドラマ分析では、『観客』として、アクターへの共感や意味解釈を行うことが前提である。」と回答した。筆者も、ドラマ分析という手法に関心を寄せたが、ある立場への肩入れがされやすいという歴史主義¹⁾との違いが分かりにくくもあった。ただし、この事例のように、知事や市長といった、アクターが明確で、その主張も一般に公開されているケースでは、ストーリーの妥当性の担保がされやすく、方法論として有効であるとも感じた。

第二報告は、江頭説子氏（杏林大学）による「1980年代以降における住民運動としての公害反対運動の展開—倉敷市公害患者と家族の会を事例として—」であり、岡山県倉敷市水島地域の大气汚染公害の反対運動の展開について、受容-克服過程の分析を軸として論じた。住民運動として始まった公害反対運動は、被告企業との和解後、「地域再生」の視点を取り入れながら公害患者運動として展開し、患者会と水島地域環境再生財団が中心となって地域間、患者間のネットワーク形成へと至っていると論じた。

フロアからは、運動が展開された現在の状況についての質問が見られた。荒川氏（大正大学）の「裁判によって決着がついた後、現在展開されている「まちづくり活動」は、ある種の福祉事業と同じで、『運動』と言えるのだろうか」という問いには、「この事例において患者会と財団は分けて考えなくてはならない。患者会は、あくまでも運動という意識を強くもっている。一方、財団は公害経験を伝えていくという役割をもって活動している。患者会としては、被告企業や自治体と、協働というよりは交渉という立場であるが、財団は協働したいという見通しで、そのあたりをどう考えるべきかが今後の課題である」と回答した。また、患者会、財団の人数や担い手の事実確認の質問に対しては、財団は、当事者ではない人たちが行っており、患者会と財団のあいだにも温度差がある点、患者会で活動を継続しているアクターも年々減少しており、世代交代が今後の課題となっている点が述べられた。筆者自身は、報告者の言う「地域再生」の内実とはどのようなものなのかという点に疑問を持った。まちづくり活動としてさまざまな事業がなされてはいるが、地域社会において患者や患者の家族を取り巻く社会関係は回復されたのだろうか、日常生活は再生されたのだろうか。質疑からも、財団と患者会の温度差やアクターの違い等が明らかとなっているため、患者視点からの「地域再生」の意味についての考察を深めることを期待したい。

第三報告は、平井健文氏（北海道大学大学院）による「場(milieu)としての産業遺産と生活の記憶—兵庫県生野鉱山跡を事例に一」であり、兵庫県朝来市生野町の生野鉱山跡の保全活用の実践について、アルヴァックスの集合的記憶と場(milieu)概念を用いて考察した。報告者は、生野鉱山跡の産業遺産のうち、職員向けの福利厚生施設であった「旧購買会」に焦点をあて、現在、芸術祭で産業遺産として活用されるようになった背景を分析している。芸術祭の担い手へのインタビューから、旧購買会が、鉱山で働いていた者だけにとどまらない、地域住民の「生活」の記憶と結びついた場(milieu)として認識されていることが明らかとなった。

フロアからの質問として、町村氏（一橋大学）の「当時の鉱山の労働者の構成はどのようなものだったのか。その内容によっては、地域住民や労働者は、旧購買会を使うことができなかったのではないか」という問いに対しては、「三菱本体に属する職員と鉱員という2つの職業集団で構成されていた。また生野のケースでは、公害や事故が少なく、鉱山労働者がいた当時、労働に対する批判的なまなざしや企業-労働者といった対立が少なかった。そうした点から、購買会は広く地域に開かれた場であり、住民からも食事や買い物をした記憶があるという話も聞く。農地も少なく、住民の多くが三菱関連の仕事についており、住民の間でも記憶の共有がされやすかったと考えられる」と回答した。早川氏（名古屋学院大学）の「購買会が開業したときの地元の人々の模様や心性がキーポイントと考えるが、どのような状況であったのか」という問いに対しては、「鉱山が栄えていたころのにぎわいという背景のなかで建てられた」と回答し、旧購買会がまちなぎわいや誇りと密接な存在であったことが窺えた。筆者としては、他にも現存する鉱山関係

施設がある生野町において、建築物としては価値が高くない旧購買会に意味が付与されている点が非常に興味深く感じられた。しかし、住民が旧購買会の記憶にそこまで重きをおくのは何故だろうかという点も疑問に残り、「生活に近かった」という語りの意味や、そのように語る住民の当時の様相について、より深く考察されることが期待される。

全体を通した筆者の印象としては、三報告は、それぞれ異なった視点から地域社会に積み重ねられた歴史を紐解いており、早川氏はドラマ分析という手法によって、江頭氏は、公害患者運動の展開を描くことによって、平井氏は、現在のまちづくりの担い手が「過去に対しどのようなまなざしを持っているか」という記憶を読み解くことによって、分析がなされた。既に書き留められた「歴史」に残らなかった人々の想いや行為、地域社会における関係性を記述することは、これまで明らかにされてこなかった側面に光を当てるという意味で、社会学者の重要な仕事となるであろう。その具体的な手法を吟味していく上で、多くの示唆を与えてくれた三報告であった。

1) 報告者による論文、早川洋行「新幹線新駅中止—地域社会のドラマ分析」、『名古屋学院大学論集 社会科学篇』53(4), 95-116 より。

1-5 自由報告部会 2-3 印象記

住民の主体性を考える

谷口 功 (椋山女学園大学)

「住民の主体性」はどこにあるのか？ 地域社会学は問い続けている。この部会では、自治体、自治会、学校区といった範囲で、その主体性のあり方の再考を促す報告がなされたと筆者は考える。

第1報告「大型合併に対する住民の評価—静岡県浜松市と新潟県上越市を例に」（丸山真央会員）では、市町村規模の拡大がもたらす影響について、合併をどのように評価し、どのように考えるのか、地域住民を対象とした質問紙調査の結果に基づく分析がなされた。その合併評価の背景要因については、「生活圏と行政圏の一致」、「自治体内の中心・周辺格差の拡大」、「周辺部の政治的疎外」という観点から検討された。その結果は、両市とも、合併は否定的には評価されていないが、積極的に評価もされていないということである。そして、「生活圏と行政圏の一致」は、メリットのひとつとされたが、実際にはそれほど多くの人に「一致」をもたらしたわけではないという。また、合併によって多様な地域を含むようになったが、両市とも中心部に比べて周辺部での合併の評価が明らかに低いという。そして、その背景として、政治的疎外感が、周辺部に一定程度はあるが、合併評価とは必ずしも関連はしておらず、むしろ「政治的疎外感（公共的な意思決定の問題）」以上に、行政サービスがよくならなかった、あるいは低下したことへの「失望感（公共的なサービス供給の問題）」のほうが、評価格差の要因として大きいと指摘する。ではなぜ評価格差は生じるのか。これは今後の課題として示されたが、合併後の行政施策（統合政策や自治区制度）と住民意識の関連は気になることである。両市において「合併は仕方なかった」と考える住民の割合が一番多い。「仕方ない」と納得を強いる権力性が、合併という統治構造の変容には内包されており、その権力性への抗い（住民の主体性）を、どのように住民自治に結びつけるのか、またどのように制度的に担保するのかが地域自治の本質に関わると、報告を聞きながら筆者は考えた。

第2報告「自治会における共同問題に対する自治—東京都立川市都営団地における参与観察調査を通じて」（大谷晃会員）では、自治会はいかなる形で自治の担い手になりうるのかという問いのもと、自治会役員会に焦点をあてた分析がなされた。加入率100%の団地自治会の活動は、行政や他の地域団体との渉外にはじまり、イベントの実施、施設の管理、「人材バンク」や「自治会葬」など多岐にわたる。これらの活動をマネジメントし、また生じる問題を解決するシステムの重要な機能を果たしているのが、自治会三役・区長・専門部長で構成される自治会役員会である。その処理システムによって、例えば違法駐車や不法投棄といった固有の問題が解決されていく。その過程は、問題化・可視化し、「共同」の問題として構造化し、解決する方策を練っていくというものであり、そのなかで自治会三役は、問題解決に向けて区長たちへの助言を行い、また行政機関と住民の調整（条件闘争に導く）役割を果たしている。自分たちができることで

ないことを整理し、そしてできることは「相互扶助的に編み出された方法」によって解決するという仕組みは、まさに住民が団地を共同管理する主体として力量を発揮することで成り立っている。役員のパersonナリティー（リーダーシップ）によるところも大きいと思われるが、それでもなお住民の主体性を前提とする強固な共同管理システムが機能する自治会と、加入率が減少し、フリーライダーに悩む全国の多くの自治会（町内会）との対比において、その存立の論理をあらためて問い直したくなる。報告者が、理論的課題として倉沢進氏の「都市・農村の生活様式」論、中田実氏の「地域共同管理」論、岩崎信彦氏の「住縁アソシエーション」論を踏まえて分析枠組みを模索するのもその意図があつてのことだと考える。

第3報告「小学校区の統合と地域社会の変容～コミュニティ・スクールであるP小学校の創立過程を事例として～」（夏秋英房会員）では、3つの小学校区を分割して接合した新小学校区の学区としての統合性は脆弱であるにもかかわらず、コミュニティ・スクールがどのように地域社会の中で制度化されたのか、その創設プロセスが描かれる。とりわけ新小学校区を構成する2つの町内会が、学校運営の主体として組み込まれることによって、学校と保護者と地域住民をとり結ぶ機能を果たしていたことを指摘する。地域自治でありながら行政の補完機能を有する町内会を、問題処理システムのモデルとして位置づけ、行政組織である学校が具体的な地域社会との連携の対象として選択することを指摘する。また子どもと大人（地域住民）が隣人関係を結ぶ場と機会を提供する組織としても、町内会が最も一般的だという。学区における地縁的結合（地域性）と児童の健全育成というテーマによる結合（テーマ性）の二重の性格を町内会に見出し、学校と地域の連携の可能性を示す。一方で、地域と学校と家庭の文化的な融合の難しさ、すなわち「共同体の一員としての相互扶助の価値態度」と「競争むき出しの排他的価値態度」の二重の価値観のなかで折り合いをつけることの難しさが協働関係の構築には内在する。このような二つの価値基準の間で平衡感覚を保つことが、子どもだけでなく大人（教職員・保護者・地域住民）にも必要であり、その自らの価値態度の問い直しこそが、主体的行為の発露ではないだろうかと筆者は考えた。

以上3つの報告を聞いて、行政による区域の線引きによってできた範囲と、そこで暮らす人々の関係性の範囲の重なりが、地域社会と行政の協働という政治的要請にとっては重要であるとあらためて考えた。少子化が進む一方で、人口構造を十分に配慮しない住宅政策、そしてそれを後押しする都市計画が進められると、行政区や学区の再編も進むことが予想される。また、地域住民組織は、学校との連携だけでなく、地域包括ケアシステムといった福祉制度などにおいても他組織との連携が求められている。地域課題の解決のために、地域住民の意思とは無関係に、住民の主体的力量が求められ、その帰結に対する責任を負わされる傾向にある。だからこそ、国家（行政）と地域社会の関係性、すなわち権力関係を丁寧に見る必要があると考える。

自治会・町内会を理論的に捉える際に、その組織内外の権力関係をどのように捉えるかによって、「コミュニティ」という概念で見るか、「アソシエーション」という概念で見るか、微妙にその立ち位置が異なってくる。そのことに自覚的でありたい。国家（行政）への統合化、さらには市民の分断が進む政治過程において、果たして本当に住民が自治の主体たりうるのかという疑問もあるが、だからこそ、「行政がやらなければならないこと・やってはいけないこと」、「市民がやらなければならないこと・やる必要がないこと」を個別具体的に検討することが活動の現場には求められる。それを思考する態度が地域自治、協働という概念を実質化すると考える。

1-6 自由報告部会 3-1 印象記

吉田 愛梨（首都大学東京大学院）

本部会では事例調査に基づき、地域・都市研究における概念や理論の刷新を試みる3報告が行われた。

鈴木鉄忠会員（中央大学）による第一報告「変動局面の『地域社会』一方法論的検討」は、F. ブローデルや A. メルッチの議論を援用することで、変動局面にある「地域社会」の総体を「時間の複層性」という観点から捉える方法論的枠組みを提示する。具体的には、4つの時間的位相（1

長期持続、2 変動局面、3 出来事／事件、4 内的時間)を設定し、各位相に対応するように空間的位相(1 土地と環境、2 領域性、3 場、4 場所)と社会関係的位相(1 人間集団、2 社会組織、3 行為主体のネットワーク、4 身体)を位置づけている。本報告では2と3の水準の検討を目的とした事例として、欧州難民危機をめぐる「出来事／事件」を取り上げ、その抗議活動に参加した「行為主体のネットワーク」に焦点があてられた。2015年12月のイタリア・スロヴェニア・クロアチア間の国境地域における国境閉鎖に対抗した地方自治体や市民団体、自発的グループなどの共時的な社会関係の「瞬間の連帯」は、「中長期的な時間層」の視座による通時的な分析を行うことで、その形成要因や持続性も明らかになるという方法論が示された。フロアからは、変動局面や領域性の分節化・細分化の可能性についての質問が出された。今後の課題として提示されているが、本報告で扱われた事例が諸個人の内的時間とどのように関連しているのか、アイデンティティ構築の場としての機能などマイクロレベルでの分析にも強い関心を抱いた。

阪口毅会員(専修大学)による第二報告「コミュニティの移動性と領域性—インナーシティにおける『集合的な出来事』の比較分析」では、新宿大久保地域で2009年と2011年に開催された「アジアの祭」を取り上げ、実行委員会の担い手の半数以上が2009年の祭の後に離脱した現象に着目し、「都市社会で生きる人びとが、社会空間や社会関係をどのように境界づけるのか」といったコミュニティの領域性に関する問題意識への応答を試みている。本報告では、2度のアジア祭の実行委員会の担い手の意識と行動について、社会関係(关系的)、諸組織(制度的)、表象(象徴的)といった3つの位相から検討し、以下の知見を得ている。①社会空間や社会関係の境界は象徴的に構築されるが、それらは実態的な社会過程に基礎づけられている。②コミュニティの3つの位相(关系的、制度的、象徴的)は実際に相互関連しており、相互規定関係にある。③「集合的な出来事」の瞬間において、3つの位相は一つの確固たる体系となって現れる。④こうした体系は「一時的な体制(temporal formation)」に過ぎないが、残された社会関係や、制度、象徴が参照され再利用されることによってコミュニティの領域性を変化させながら、繰り返し現れる。場所と出来事の比較研究の新たな方法論の可能性を示唆するものとして提示された本研究の知見に対し、フロアからは、大久保地域が多様な民族集団を内包することに言及し、コミュニティ概念の含意についての質問、および地域を取り巻く大状況の影響を取り込むことの重要性と今後の展望についてのコメントがなされた。地域の一つの事象を取り上げる際に着目すべき、さまざまな位相と視座について改めて考える機会となった。

成田凌会員(首都大学東京大学院)による第三報告「『人口還流可能性』研究に向けた分析視角の検討—青森県出身首都圏在住者の事例から—」では、青森県出身首都圏在住者への聞き取り調査をもとに、従来のpush-pull論的枠組みでは読み解くことが困難な移動の現象を取り上げ、そこにHold論的視角を導入することで、移動の捉え方の転換を試みている。本州最北端である青森県津軽地方は、その「最周縁性」から長く人口流出を強いられてきた地域であるが、同時に故郷に残る方法の一つとしての「出稼ぎ」が残存し、人びとの生活に組み込まれてきたという特性を持つ。本報告では、こうした出稼ぎの故郷に「戻る」側面に注目し、特定の場(場所)と、そこで暮らす人びととの社会関係や人生のローカルな文脈を重要視するHold概念を援用することで、従来の農村—都市移動の研究における問いの転換(人びとはなぜ「農村から出て行くのか/都市に向かうのか」→人びとはなぜ「戻ろうとするのか/戻ろうとしないのか」)を図り、都市に居住する人びととその故郷である地域社会との結びつきを、心理的な側面も含めて主観的に捉える枠組みが提示された。このHold論的枠組みの導入は、人々の移動の現象を過去・現在・未来といった時間軸のなかで連続し、循環するものとして捉え、地域社会の人口還流による持続可能性議論にも展開されることが示唆された。フロアからは、従来の都市移住(移動)の研究が親族関係や同郷者との関係のなかで説明されてきたのに対し、本報告の概念を用いることによって新たに説明可能になった事象や逆に見えなくなってしまう事象についての質問が出された。加えて、移動者どうしの関係にも焦点をあて、そこで話される出来事や事象の位相を掘り下げることによるHold理論の応用可能性や展開についてのコメントがなされた。移動者の心情に着目した報告者は、故郷との「切っても切れない」関係を維持している諸個人を流出者とも、定住者とも、還流者とも形容できない「循環的な移動者」とした。では、彼らは実際に故郷の地域社会にどのよ

うな影響をもたらしているのか、地域社会に暮らす家族・親族や近隣住民、行政職員等は彼らのことをどういった存在として認識しているのか。こうした地域社会側の視座を導入することで都市と農村の関係について、より意義深い研究になるのではないかと感じた。

変動・流動・移動といった現象の説明に際し、第一、第二報告では特定の出来事や関係から構造に迫る方法論が提示され、第三報告では移動者のライフヒストリーと心理的な揺れのなかから時間や空間の構造に迫る方法論が提示された。第三報告に対するコメントにも見られたように、変動や流動、移動といった現代社会の複雑な現象を読み解くためには、確固たる事実や出来事のなかから検証していくことの有用性が再確認された部会であった。

1-7 自由報告部会 3-2 印象記

松園 祐子（淑徳大学）

自由報告部会 3-2 では、国境を越えた移動と地域社会に関する 3 つの報告が行われた。

第一報告は 佐伯芳子会員（東京女子大学）による「大都市の移住女性労働者の生涯を通じたシティズンシップ保障の課題—東京で働くフィリピン出身女性の事例を中心に」である。報告者は、東京で働くフィリピン出身の「家事労働者」の事例を通して、年齢を重ねていく移住女子労働者の労働と生活をめぐる「生涯を通してのシティズンシップ」の保障について検討した。定住化が進む移住労働者の状況を示し、女性の就業者数が増加する中で、公的援助が不足しており、労働者の生活が限界状況にあり、それは日本の労働者と共通の課題であるとした。フロアからは、報告者が示したトランスナショナルなシティズンシップについて、国家主権の批判的克服を目指しているのかとの問題が提起された。

第二報告は 浅野慎一会員（神戸大学）による「中国残留日本人の生成過程における地域空間の意味—ポスト・コロニアルの歴史・地域社会学」である。2002 年～2016 年にかけて日本と中国の双方で実施した中国残留日本人へのインタビュー調査から、諸個人の生活過程分析をとおして社会変動を解き明かす大変重厚な報告であった。報告では、1940 年代の中国東北地方における残留日本人の生成過程に焦点をあて、地域空間とその時間的変化が持つ意味を考察した。国家、中国の都市農村、多様な場所という空間とマクロな歴史的な社会変動、諸個人の年齢・ライフステージが織りなす時間・空間は、当事者が「生命—生活」を維持・創造する主体的「生活圏」と捉えられる。

中国残留日本人の逃避行・難民生活は、長距離逃避行型、農村内流浪型、都市難民型の 3 類型に分けられる。その生成過程における地域空間の意味を読み解くと、かれらは戦争・植民地支配の残滓ではなく、ポスト・コロニアルの国家システム・東西冷戦が生み出した歴史的主体であることが明らかになる。生き残ることのための主体的実践をこころみた残留日本人の多様性は、戦前の日本の植民地政策が構築した空間構造に基づく多様性である。さらに、対象者のわずかな年齢差、性差、職業階層、居住地域によっても異なる。しかし、その中であって生き残ることは普遍的な主体性であり、自らと家族の生存の可能性を求めての必死の主体的実践であったと述べた。中国人の養父母、地縁・血縁ネットワークも、命を繋ごうとするネイションを超えた協働の時空＝「生活圏」を位置づけた。一人ひとりの対象者の「生命—生活」の営みを通し、歴史的な社会変動・変革への参画のあり方が示され刺激を受けた。

第三報告は 尹鈺喜（ユンジンヒ）会員（同志社大学）による「脱北動機の語りにおける家族・親族資源の活用と生存戦略」であった。近年の脱北は「一時的越境」から「移民」への変化がみられ、韓国に定着している脱北者からの家族呼びよせもみられる。北朝鮮の中国隣接地域から中国を経て韓国へ移動した女性脱北者が語る脱北動機を通じて、脱北過程における家族親族資源の活用を確認し、彼女らをとりまく北朝鮮の地域社会のあり方を把握する。

脱北は政治的理由であるよりも、生活困難など日常的なものであった。脱北の重要な資源は地域ネットワークと重なる家族親族ネットワークであるが、地域移動の制限や厳しい監視下の北朝鮮社会の厳しい状況の中では、この資源活用にも限界性がある。女性脱北者はその生存のために、中国での人身売買さえ受け入れる条件での脱北を執行していた。

この部会の報告を通じて、事例研究が社会の全体的事実を捉える深さと広がりについて考えさせられた。いずれの報告も生存戦略として国家を超えた移動が選択された事例から、移動元の地域社会・国家と移動先の地域社会・国家を解き明かす。報告に対してのフロアからの質問には、事例の深さに刺激されその広がりをも問うものもあった。その意味で、家事労働者の事例調査と研究の目的との接合が不十分であったと思う。取り上げた事例から、どのような全体像をめざすかが問われる。過酷な移動（生存戦略としての移動）の縦糸を丹念に読み解くことを通して、ネットワーク、地域社会、さらには国を超えての移動においては、それぞれの国の政策と歴史のダイナミクスを明らかにすることをあらためて認識した。

第二報告においては、「残留日本人」をポストコロニアルの国家システムー東西冷戦・国民国家に基づく分断が創出した主体としてとらえることで、戦後の日本国家の姿勢を明確にした。資料で配布されていた事例からは、わずかな年齢や時期、場所の差が人々の運命を左右し、満州でのネットワーク等の中で諸個人が行った生存ギリギリの移動が空間、時間枠組みとリアルに結びついた。脱北者の事例からは、中国の朝鮮族、中国に接する北朝鮮北部の地域社会における北朝鮮、韓国、および中国の朝鮮族にまたがる親族ネットワークを社会資源として、脱北と言う生存戦略としての移動を支えていることが示された。フィリピン家事労働のシティズンシップを検討する際にも、人権を問うとともに、大卒レベルの学歴を持ちながら、入管法の在留資格を巧みに活用した家事労働者としての日本への移動、定住への流れとして位置づける必要はないだろうか。移動元であるフィリピンの家族や地域社会、労働市場の状況が見えず、日本における個人としてのシティズンシップの議論に限定されることにより、貴重な事例が生かされていないと感じた。

1-8 シンポジウム報告 1

長続きする地域社会のあり方

藤山 浩

(一般社団法人 持続可能な地域社会総合研究所)

1. 同時多発的な地域社会の限界状況～集中型国土がもたらしたもの

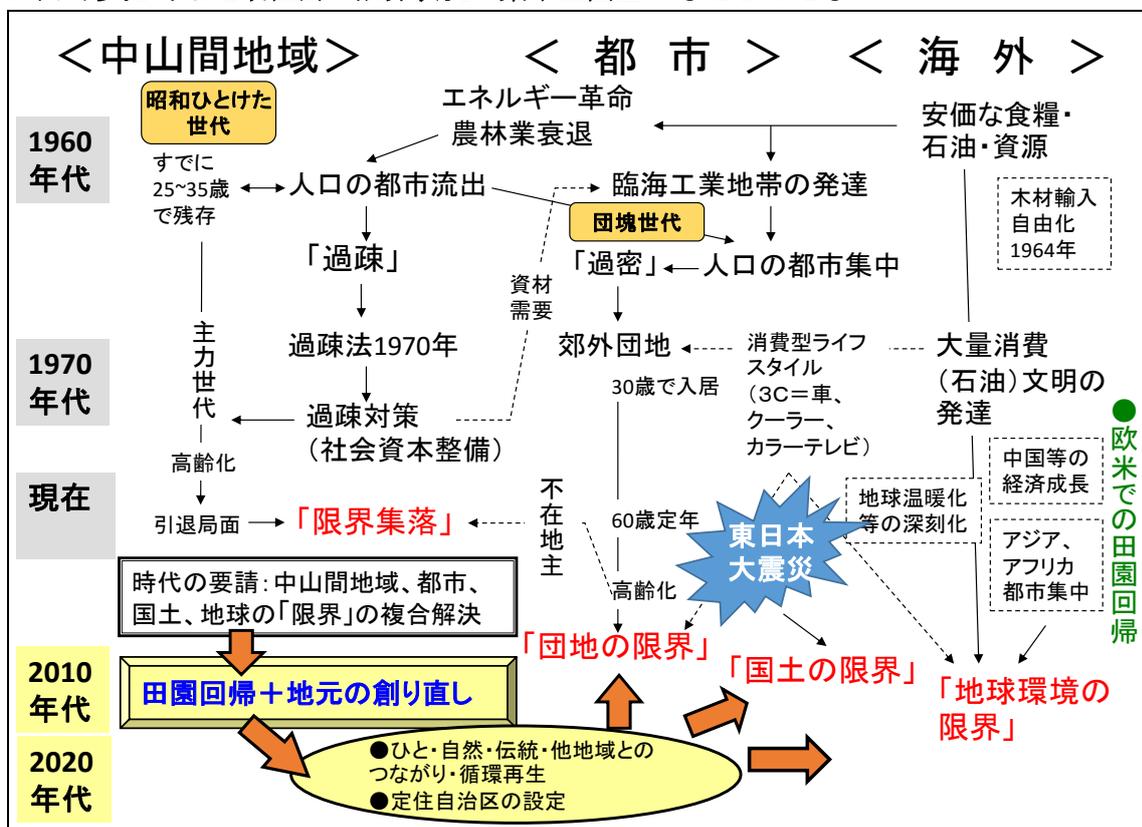


図1 同時多発的な地域社会の限界状況

日本の地域社会において現在最も懸念される持続性危機は、人口問題である。

中山間地域の農山漁村では、長年主力世代であった「昭和ひとけた世代」の「引退」により、人口急減局面を迎えている。1970年代以降急速に整備された大都市の郊外団地には、団塊世代が中心となり、前代未聞の一斉高齢化の波が押し寄せている。また、一見、「勝ち組」に見える東京23区内でも、30年後には、1km四方に高齢者だけで4~5千人が暮らす状況が出現する。また、2011年に発生した東日本大震災は、集中型国土の危うさを前代未聞の原子力発電所事故も含めて広く国民に知らしめた。そして、都市への人口ならびに産業の集中を支えてきた地球規模の資源やエネルギーの収奪自体が、地球温暖化等を見ても、持続可能でないことを明らかにしつつある。

このように、高度経済成長以降、ひたすら「規模の経済」を志向して集中型国土をつくってきた帰結は、地域社会の同時多発的限界状況となっており、「2周目」以降に進めない地域社会の「使い捨て」が始まろうとしている。

2. 田園回帰の必要性・可能性と所得の取り戻し

このような集中型国土がもたらす限界状況に対して、バランスのとれた居住と地域に根ざした暮らしを取り戻す田園回帰の動きが、2010年代になり全国各地で見られる。人口減にあえぐ地域においても、平均すれば地域人口の1%分の定住を毎年増加させることにより、持続的な地域人口の展望を開くことができる。

例えば、秋田県は、今後、都道府県で最も人口減少と高齢化が先行して進むことが予測されている（図2）。

しかしながら、合計特殊出生率を1.80に回復させ（現在は1.41）、10代後半から20代前半にかけての流出率を現在の3分の2程度に抑制し（男29%→20%、女31%→20%）、県人口全体の1%の定住増加を実現すれば、人口と高齢化の長期安定化が実現する。

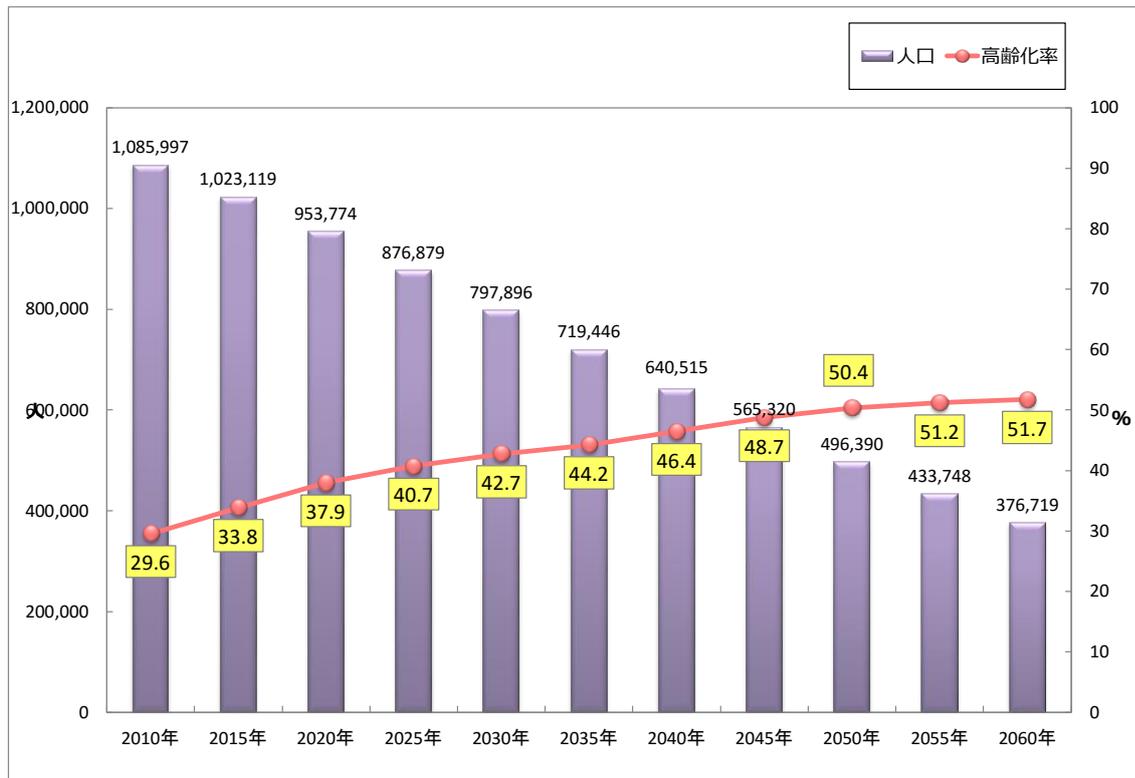


図2 秋田県における今後の人口ならびに高齢化率予測

* 2010年・2015年の国勢調査データにより、筆者が予測（コーホート変化率法）

このような人口1%分の定住増加に必要な所得増加は、当然ながら現在の地域所得の1%分であり、「地元」としての一次生活圏を基本単位として、地方都市圏全体の域内循環を再構築することで、十分取り戻しの可能性が生まれる。

3. 新たな結節機能の創設～「小さな拠点」

現在全国で進められている地方創生の取り組みでは、集落地域における地域振興の核として、分野を横断した複合的な機能やネットワークを支える「小さな拠点」を形成することが政策の軸として掲げられている。



図3 集落地域における「小さな拠点」の形成イメージ

地元における定住と経済循環を支えるためには、分野と集落を横断した多角的な結節機能を発揮するこの「小さな拠点」を一次生活圏（人口300人から3,000人程度と想定される）の中心に新たな社会インフラとして形成していくことが望まれる。そこは、何よりも人々の日常的な集い、出会い、語らいの場（＝サード・プレイス）であり、持続可能な地域社会を支えるコミュニティ、産業、交通、エネルギーに関わる複合的な広場となり、より広域の都市圏も含めた重層的な循環圏の基底を担う。

4. 求められる「Xの社会技術」

「小さな拠点」を動かす運営原理は、当然のことながら、縦割りの専門分野ごとに「規模の経済」による個別最適を目指すものではない。従来軽視されてきた「0.1」・「0.3」といった1人役に満たない生産や活動を域内でつないで活かす「コンマ.X」の社会技術こそ、地元の自然や暮らしの本来の多角性を引き出し、地域社会としての全体最適をもたらすものとなる。資源利用にしても就業形態にしても「合わせ技」が決め手となる。

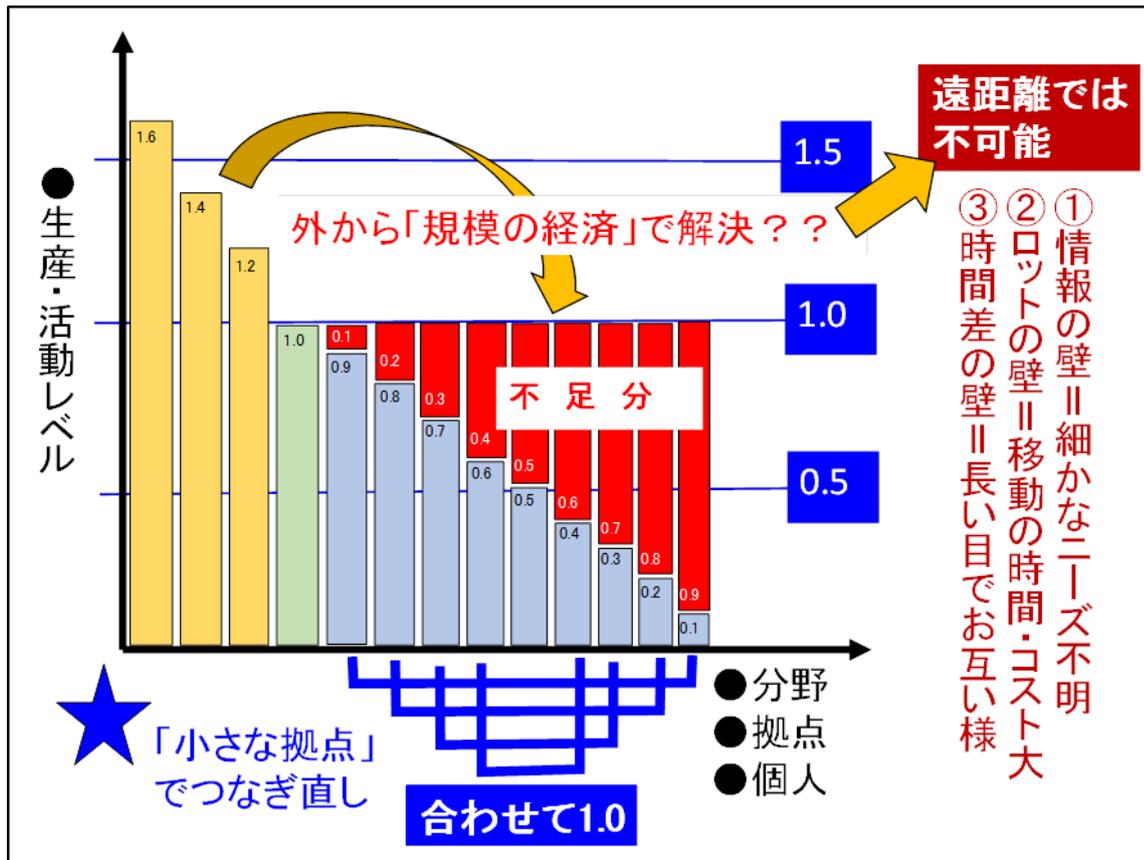


図4 「コンマ.X」の社会技術の展開イメージ

このような細やかな個人ごとの助け合いのニーズやシーズについては、地域社会の外から「規模の経済」的なアプローチで対応することは、3つの「壁」の存在により、極めて困難となる。第一は、「情報の壁」であり、外部からでは、個人ごとの細かなニーズ等を把握することがまず難しい。第二は、「ロットの壁」であり、1人役として成立しない小さな仕事のために遠距離を移動するのでは、時間やコストが割に合わない。第三は、こうした地域社会内の助け合いは、短期間のうちにその「収支」をバランスさせることは難しく、長い間時には世代を超えて同じ場所で暮らす集団として、「お互い様」の継続的關係の中で営み得るものとなる。

5. 最後に残り、支えるものは「記憶」

私たちが暮らしている地域社会は、決して「今だけ、自分だけ、お金だけ」の営みだけでは、今の姿になっていない。自分一代のことだけでなく、高い志をもって地域社会の持続性を高めた人の記憶は、しっかり人々の心に残るものなのだ。中山間地域にせよ、都市にせよ、次の世代に勇気を与える「記憶のリレー」が紡がれる地域社会にしていきたいものである。

1-9 シンポジウム報告 2

過少利用状況にあるコモンズ管理の成功条件 —福島県会津地方の共有林の比較研究から—

林 雅秀 (山形大学)

1. 研究の背景と目的

本研究の問題意識は、日本の山林が過少利用状況と呼べる状態にあるなかで、コモンズの一つとされる共有林をどのように管理すべきか、というものである。集団と資源との間の権利関係が近世期までに確立されていた場合が多いとみられる入会林野では、牛馬のための飼料や緑肥（刈敷）や萱を採取するための草地としての利用、薪炭採取の場としての利用、および用材採取の場としての利用と、大きく分けて3種の利用が行われてきた。このうち草地利用については、明治期までに金肥の普及によって緑肥利用が減少、1950年代以降の農業機械の普及によって農耕用の牛馬の必要性が低下したために飼料の利用が減少し、草地として利用される面積は大きく減少した。薪炭利用については、明治期以降の鉄道網の発達とともに炭や薪の商品化が進んで一時的に利用が拡大したものの、1950年代以降の石油の普及とともに急速に減少した。用材利用については、明治中期以降の産業の発展とともに大都市周辺地域において人工林植栽が拡大し、さらに戦後の住宅不足の時期に人工林植栽は全国的に拡大した。しかし、木材輸入の増加とともに木材価格が低迷し、多くの地域で植栽された人工林があまり利用されない状況に陥った。このように、近年、草地利用、薪炭利用、および用材利用のいずれについても、以前に比べると利用がきわめて低位にとどまっている。本研究はこうした状況を過少利用状況と呼ぶこととする。

入会林野の持続的利用に関連する研究のひとつに、北米の研究者が中心に進めているコモンズ研究がある。コモンズ研究の社会科学理論上の重要性を広く知らしめた Ostrom の著書 (Ostrom 1990) においても、日本の伝統的な入会林野の持続的利用を可能にした条件が考察されている。Ostrom に触発されたコモンズ研究者は、林野・水利・漁場などのコモンズ (コモンプール資源) の持続的利用を可能にする条件を、多数の事例を対象として、多様な研究手法を用いて探求している (Poteete et al. 2010)。これまでに重要とされているコモンズ管理の成功条件として、集団やその構成員の特徴にかかわって、構成員のメンバーシップが明確であることや、集団サイズが小さいこと、集団の構成員の異質性が小さいことなどが指摘されている。本研究においても、集団サイズと構成員の異質性・同質性に着目するものの、従来のコモンズ研究のほとんどは、共有資源の過剰利用が危ぶまれるような状況にあることが前提とされている点で、本研究が問題にしている状況とは異なる。Ostrom が取り上げた日本の入会林野の事例も、主に近世期の林野資源の過剰利用が危惧される状況における持続的利用条件の考察であった。

本研究の調査対象地である福島県会津地方 A 町の共有林では、1970 年頃以降、国道建設が進んで町外および県外からのアクセスが容易になったことや、自動車保有者が増えたことなどから、山菜・キノコ採取を目的とする外部者による入山が増加した。外部者には2つのタイプがあり、1つ目は自家消費を目的とした入山者で、もう1つは販売目的で採集を行う入山者である。前者は1人から数人で行動し、後者は5人以上のグループで入山するケースも多数目撃されている。後者の外部者は山菜を根こそぎ採取するなど資源の継続的な利用に配慮しないような採取方法をとっていると A 町の住民から認識され、住民のなかにはそうした外部者に対する反感を口にする者も多い。

このように、A 町の住民には、とくに販売目的の外部者に対してマイナスの感情を有している者が少なくない。しかし、A 町の山菜・キノコ資源利用も、以前の利用と比べると過少利用状況にあることは、上述の日本の山林資源の動向と同じである。過少利用状況のもとでは、従来の利用者である地元住民だけでなく、外部者にも一定程度の入山と資源採取を認め、そこから何らかの収益を得ることが合理的と考えられる。そのために必要な外部者入山制がどのような条件で成立するのかを検討することが本研究の課題である。

2. 調査対象地における共有林の特徴

調査対象は、福島県会津地方の A 町における主に山菜・キノコ利用のための共有林 10 か所 (= 10 集落) とした。区長、記名共有の共有林の代表者、古くからの山林利用に詳しい人物など、各集落で 5 名前後、計 50 名ほどの関係者に対してインタビューを行った (2009~2010 年に実施)。主な調査項目は、共有林の植生タイプおよび所有関係、集落住民自らによる山菜・キノコ資源の利用状況の変遷、外部者入山のための利用ルール、集落内の人口構成や社会活動の実施状況などである。

本研究でいう集落は、1 集落のみの例外を除いてほとんどは近世村である。A 町には計 26 集落があり、そのうち山林面積が比較的多い 10 集落を調査対象とした。A 町は 1955 年に旧村 3 村が合併して誕生している。それぞれの旧村には中心的な集落が存在し、そうした集落には、農家のほかに、公務員、商店経営者、民宿経営者などがあることから、構成員の職業の異質性が高い。その一方で、旧村の中心的な集落以外の集落では、兼業農家がほとんどであり構成員の職業の同質性が高い。

本研究では、集落が事実上の管理を行っている林野を「共有林」と呼ぶ。したがって本研究の「共有林」の中には、土地登記上の所有者が集落に住む多数の共有権者であるもの (= 記名共有) のほかに、国 (すなわち国有林) や A 町 (すなわち町有林) であるものを含むものとする。これは次の理由からである。A 町内の国有林については、地元住民による慣行的な利用を認める国有林の制度である共用林野制度に基づいて、多くの国有林が普通共用林野に指定されている。普通共用林野では、住民は林野の経営の対象である立木は伐採できないものの、下草等を採取してもよい。そのため山菜・キノコなどの下草等の管理は地元集落に委ねられている。次に、A 町の町有林の多くは、明治から大正期に全国的に展開された政策である部落有林野統一事業によって、かつて部落有 (= 集落有) だった林野が旧 3 村の町有となった場合が多い。なお、旧 3 村のうちの 1 村は、A 町に合併する際に財産区を設置している。そうした経緯から、町有あるいは財産区有でありながらも、下草等の管理については、町が各集落に委ねている。このように、少なくとも山菜・キノコ利用を問題にする場合、国有林も町有林も、記名共有の場合と同様に、集落がその管理の在り方を決めていることから、本研究ではこれらすべてを共有林と呼んで議論を進めた。

A 町内の一部の集落ではかつて、ゼンマイ採取が非常に盛んだった。そうした集落では、集落の居住地から離れた場所で生育するゼンマイを採取するために、深い山林内に泊まり込むことが行われていた。ゼンマイ採取の期間は長い場合で 5 月中旬から 7 月初旬の約 2 か月間で、その間、森林内に設置した山小屋に泊まり込んでゼンマイの採取と乾燥の作業を行った。こうした採取方法を住民たちは泊まり山と呼んだ。一方、居住地から相対的に近い場所で日帰りでゼンマイ採りを行うことを住民たちは通い山と呼んだ。泊まり山では、ゼンマイの生育場所のすぐ近くに山小屋を設置すれば生育場所への移動時間を節約して効率よくゼンマイを採取できる。調査した 10 集落中、6 集落でかつて泊まり山によるゼンマイ採取が行われていて、通い山はすべての集落で行われていた。さらに、ゼンマイ採取がもっとも盛んだった 2 つの集落では、割山と呼ばれる方式で各家が採取できる領域の配分が行われていた。割山のあった集落では、ゼンマイ採りが行われる約 2 ヶ月の間の収入が、多いときには数百万円にのぼったとされ、山村住民にとっての主要な収入源だった。

3. 外部者入山制が成功する条件の検討

10 集落の外部者入山ルールを調べた結果、外部者入山を認める制度を実施しているか否かと、そうした制度の運用を積極的に行っているか否かの 2 つの観点から制度を分類可能であることが分かった。つまり、各集落の制度は、積極的入山制 (5 集落)、消極的入山制 (1 集落)、積極的入山禁止制 (1 集落)、消極的入山禁止制 (3 集落) の 4 つに分類可能である。積極的入山制を行っている集落では、集落内の全部または一部の共有林において入山料を支払うことで外部者の入山が認められ、入山料は集落の収入として活用されていた。なお、積極的入山制を実現するためには、入山料徴収や、入山が禁止されている箇所 (私有地など) への侵入を禁止するための

標識設置など、一定の人的および物的資源の投入が必要である。

積極的入山禁止制をとっている集落では、外部者に入山禁止区域であることを知らせるための看板の設置や、ルールを破って入山する外部者を見つけるための監視活動などが定期的に行なわれていた。消極的入山禁止制をとっている集落では、外部者の入山を禁止しているものの監視活動は行われていなかった。また、他の集落で行なわれている外部者入山制について知っているものの、自分の集落は高齢化が進んでいるため入山制に必要な労力を割くことができない、などの声が聞かれた。消極的入山制をとっている1集落では、集落として運営しているワラビ園があるものの、草刈りや火入れといったワラビ園の管理作業、入山者を増やすための取り組みも行われておらず、実際の入山者も少なかった。

積極的入山制を行う集落と行わない集落を比較すると、制度を行う集落の特徴として、住民による集落の集まりへの参加率が高いこと、成員の多くが農家で職業の同質性が高いこと、入山制以外の集落活動にも積極的に取り組んでいること、集落のリーダーと外部者との間で交流があること、などをあげることができた。職業の異質性が高い集落では、山菜採りなどを行わないため山林への関心が低い人も多いため、山林を利用した積極的な活動への合意が得られにくいものと考えられる。一方、かつてのゼンマイ採取への依存度と積極的入山制の実施との間に、関連は認められなかった。すなわち、割山が行われていた集落でも、積極的入山制が行われている集落とそうでない集落があった。このように、集落のリーダーによる外部者との社会関係と、集落内の強い社会関係の存在を積極的入山制の実施に必要な条件として指摘できる。

以上のように本研究は、過少利用条件下においては、過剰利用条件下のように外部者をいかに排除するかという問題ではなく、いかにうまく外部者を取り込めるかが重要と考えて、積極的入山制に焦点を当てた。積極的入山制は、地元住民自身が資源に対する関心を低下させているなかで、あるいは従来の利用から得られる価値が低下した状況において、その資源に関心をもつ外部者が新しく価値を見出すことによって成り立つ制度である。上述の条件は、豊富な林野資源とともに暮らす山村住民がそうした新たな価値に気づくこと、また、ともすれば反感を抱いていた外部者を受け入れることを可能にしていると考えられる。

《文献》

Ostrom, E. 1990. *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*. Cambridge University Press.

Poteete, A. R., M.A. Janssen and E. Ostrom. 2010. *Working Together: Collective Action, the Commons, and Multiple Methods in Practice*. Princeton University Press.

1-10 シンポジウム報告3

漁場、入会集団そして漁業制度の特性と共同性—アワビ漁を事例に

濱田 武士（北海学園大学）

筆者は、地域社会学の分野での研究業績はなく、社会学については門外漢である。それゆえ、本論に入る前に、「地域社会の共同性の再構築をめぐる」というシンポテーマをどのような切り口から論じるかをまず触れておく必要がある。

筆者の専門は、漁業経済学であり、地域経済論であり、漁村を支える経済の在り方を考察する分野である。この分野では、まず対象になるのは、漁場利用における制度である。漁場利用制度は、海という自然と人間が共生し、漁村経済を創造するための制度資本である。この制度資本をめぐる地域を分析している。本シンポジウムで与えられた「地域社会の共同性」という考察対象も、こうした視点からの接近となる。

そこで、本論では、アワビ漁を事例にして、漁場と入会集団の関係、そしてそこにある制度についてごく簡単に紹介し、「再構築」という視点からは新規就業の可能性について検討することにした。

1. 地先水面の漁業制度について

海の利用は原則自由だが、自由を放置すれば、紛争、乱獲が生じる。海で安心して働くためにルールや秩序が必要になる。

漁村は漁場利用者が暮らす集落であり、それは同時に漁場の共同管理者が暮らす集落でもある。日本では、少なくとも近世から漁村＝漁業集落（漁業地区）ごとに入会漁場（＝縄張り）が領主の下で設定されていた。つまり、漁村は、長い歴史を経て、その地先の入会漁場と一体的関係を築き上げてきた空間である。地先の入会漁場は、その漁村の縄張りとも言える。それゆえ、暮らしの面でも、生業の面でも、「共同性」に覆われており、集落内のルールや秩序が地域社会に根付いている。

現行漁業法（昭和 24 年～現在）においても、旧慣的な秩序が漁業権（＝入会権）に引き継がれている。漁業権は「入会集団の総有漁場（皆の財産、財産としては分配できない）」に基づく制度であり、とりわけ、漁業権のなかでも、漁村の地先に限られた第一種共同漁業権においては、近世にあった一村専用漁場制度（江戸時代～明治 33 年）、ついで明治漁業法（明治 34 年～昭和 23 年）に定められた地先水面専用漁業権から引き継がれている。第一種共同漁業権における権利の主体は入会集団であり、一つの入会集団に一つの権利が与えられるというものである（法制度的には、入会集団のメンバー 1 人 1 人の権利は漁業行使規則に基づく漁業行使権である）。ただ、この入会集団は生業のコミュニティであり、法的に権利を得ることができない。それゆえ、入会集団に権利が付与できるように、入会集団は沿海地区漁業協同組合（以下、漁協）を設立することになっている。

漁協は、組合員の出資により設立され運営される「協同組合」という法人である。協同組合であるがゆえに本来は事業利用が出資の動機であるが、漁協の場合は共同漁業権からはじまる。法定定員は 20 人以上なので、入会集団の人数がそれ以上であったら、一つの入会集団に対して一つの漁協ができる。だが、実態としては、地先水面に設定されている第一種共同漁業権の主体である入会集団が複数集まって組織しているアソシエーションとなっており、アソシエーションのなかにコミュニティが複数存在しているという状況である。隣接する集落間では漁場の境界を巡って紛争を起こすこともあることから、漁協はある意味、入会集団間の調整団体でもある。

一方、共同漁業権のなかのルールは、法的には漁業権行使規則として定められているが、その詳細は入会集団内で決めたルールである。漁業権行使規則以外にも、漁業者間のルールがある。漁業権行使規則も、それらのルールも、集団内の合議制により決められている。

たとえば、地域によって大きく違うが、アワビ、サザエ、ウニ、ナマコ、海藻（ワカメ、コンブ、フノリなど）など、それぞれを誰がどのように獲るのか、権利者を規定したり、漁法の制限や禁漁期を規定したりしている。権利者の決め方はさまざまであり、皆平等に権利が与えられるようなケースもあれば、古くから入会集団のなかの特定の集団に与えられてきたケースもあれば、権利者の枠をかなり限定して、その枠を入札にかけて落札した入会集団の一員に与える場合もある。これらのルールは、近世からの慣習をほぼ踏襲しているものもあれば、時間をかけてつくられてきたものもある。

したがって、共同性というのは、あくまで地先水面という自然と地域社会との関係をつくる入会集団の制度であり、それが集団のなかで共有されているというものと理解される。そこで次に、アワビ漁の概要について触れる。

2. アワビなど魚介藻類の資源特性と漁法

アワビは、高級食材、集落にとって極めて重要な資源である。磯場に棲息する資源であり、海藻類を捕食している。成長は遅い。

そのことから、どの地域もアワビ漁をめぐるには厳しい制度が設けられてきた。例えば、資源保全のために操業制限、漁獲サイズ制限、漁獲量制限が設けられている。密漁監視も徹底されている。それでも、密漁が絶えず、さらに海洋環境の変化もあってか、資源が減少傾向にあることから、従来から人工的に生産した種苗が放流されている。

漁獲方法は、地域によって異なるが、伝統的漁法としては鉤獲り漁、あるいは潜水漁がある。鉤獲り漁は、5m以上の竿の先に鉤（フック）が突いている漁具を使って船上から箱眼鏡と呼ばれる道具を使って海底を除き、アワビを引っかけて獲る方法である。また、潜水漁は浅い漁場では素潜りであるが、深い漁場では潜水器が利用されている。鉤獲り漁、素潜り漁は非能率漁法（個人差有り）、潜水器漁は能率漁法であることから潜水師の資格と都道府県の許可が制度的に必要となっている。

一般にアワビ漁は時期も時間も限定されているため、漁家としては他の漁業や養殖業の兼業種としている。しかし、伝統的漁法であるがゆえに投資は少なく価格が安定的に高いために利益が大きい。アワビ漁の収益は漁家にとってボーナスのような状況（100～300万円）になっている。ただし、高齢漁業者は、他の漁業を引退しても、アワビ漁のみを続けるという傾向が強い。身体が動くまで止めない。年金者の漁業という側面もある。

3. 入会集団の漁業制度の事例

アワビ漁をめぐる漁業制度はさまざまである。ここでは東日本大震災の被災地でもある地域の3つの事例を見ることにする。

1) 口開け方式

三陸において潜水漁が行われていない地区に多いのが口開け方式である。口開け方式では、鉤獲り漁が行われている（水深5m程度の磯場）。原始的漁法ゆえに低コストであり、経営は個別経営となる。

アワビは昼間磯場の陰に隠れているが、夜は陰から出てくる。そのことから、夜明けと共に一斉に操業を行う。漁獲できる時間には制限があり、漁獲物のサイズも規制されている（9cm以上）。時間制限があるので、漁獲量も自ずと制限される。開始時や終了時は、サイレンがならされるなどの合図がある。地域によっては漁協職員が漁場監視したり、水揚げ監視したりしている。解禁時期は11月～2月だが、口開け日数は年間7日～10数日程度。震災後、資源が減少していることもあり、数日で終了した年もある。

漁協の組合員である限り、漁業権行使者となれるケースが多い。つまり、各集落に暮らす組合員すべてが地先にある第一種共同漁業権漁場の入会集団の一員ということである。組合員であれば機会は平等ということになるが、あくまで実力主義である。水揚には最大10倍ぐらいの格差がある。夏場は、同じような口開け方式で、ウニ漁が行われる。

短期間で一定の稼ぎがあることから、アワビ漁が集落で暮らしていく刺激になっている。つまり、アワビ漁の力量をつけておけば、兼業する他の漁業の調子が悪くても漁家所得の支えとなる。人口減少が進んでも、アワビ資源がある限り、漁業者は残り続け、集落は消滅しない。

2) 共同採捕制度方式

この方式は、宮城県内網地島地区、金華山地区、雄勝東部地区などで見られる。漁法は潜水器漁である。漁獲対象種は、アワビ（11月～2月）、ウニ（2月～9月）、ナマコ（11月～3月）、ホヤである。

経営は地先漁場（第一種共同漁業権水域）に対応した入会集団の共同経営方式であり、漁獲は潜水師に業務委託する。潜水師は、専門業者の場合もあれば、潜水師資格をもつ組合員の場合もある。この場合、入会集団内のすべての組合員が漁業行使権を持つが、漁獲は業務委託であるがゆえに競争が発生せず、獲りすぎを防止できる。資源保全のために、漁獲サイズや漁獲量の上限も決めている。

経営の実務は漁協支所（合併前の旧漁協）が入会集団から業務委託されるという形で担い、一方で、潜水師には業務委託費を払い、諸経費を差し引いて利益を組合員に平等分配するか、入会集団の財産として漁協支所が行う行事の運営費に当てている。

この方式は、競争排除、分配平等主義と言える。ただし、すべてを業務委託するということがあれば不労所得を得ているように見える。入会集団のメンバーたる組合員の仕事は一応あり、潜

水漁の管理作業であったり、密漁監視であったりする。

なお、宮城県内では、こうした共同採捕制度でアワビ漁が行われている地区もあれば、潜水漁や鉤獲りの権利枠を入札にかけて権利者を限定している地区もあれば、両方を実施している地区もある。

3) 採鮑組合管理方式

福島県や茨城県の常磐地区では、アワビを獲る漁業者集団のことを「採鮑組合」と呼んでいる。アワビ漁は、第一種共同漁業権漁業の一つに過ぎない。ウニなどアワビ以外の漁獲対象物が存在し、他の漁業も含まれているが、漁村の入会集団としてアワビ漁の権利を持つ組合員は採鮑組合のメンバーに限られている。つまり、入会集団のすべてにアワビ漁の権利が与えられていない。漁法はほとんどが素潜漁である。一部、漁場が深いところでは潜水器漁が行われている。漁では、「個人潜り」、「共同潜り」があるが、昨今は資源保全のためほとんどが「共同潜り」が採用されている。基本的には「個人潜り」は実力主義であり、「共同潜り」は平等主義（利益は平等分配）となっている。

漁期は春から夏にかけて行われ、出漁日は限られているし、時間制限、漁獲物のサイズ規制、漁獲上限がある。

採鮑組合のメンバーは、素潜漁の技能をもっている漁業者に限られており、定員は限定され、権利もかなり特定化されている。権利の移転は、かつては世襲制であった。単に世襲というだけでなく、長男のみ、というルールを続けている地区もある。そのことから、定員を設けていても、継承者がおらず、メンバーの数が定員を大きく下回っている。他方、他の稼ぎの良い漁業を行うことができないなどのローカルルールもある。つまり、アワビ漁の権益をもつ漁家は、他の稼ぎのある漁を遠慮しなければならないということである。このような、漁村のなかで稼ぎが一部のみに集中したり、所得格差が広がったりしないように配慮するローカルルールは各地で見られる。

4. 新規就業者受け入れを巡る漁村の現状と共同性の再構築

漁業は農業以上に自然依存が高く、その意味で水産資源と漁村という地域社会との関係は極めて密接である。それゆえ、担い手の再生産をとってみても、農村と状況は異なる。昨今、漁村の人口は急激に減り、従事者は不足していることから、漁船の乗組員になることは体力的な問題さえクリアすれば困難ではない。ただし、雇用としても漁業就業者の定着率は、農業や林業と比較してかなり低い。

他方、担い手の後継者においては世襲ならば円滑にことが進む。しかし、地縁血縁のない外部の新規就業者が、漁師として自立した経営者になり、漁協の組合員になるまでの道のりはかなり厳しく、そのような就業希望者の受け入れに関しては、窓口や支援事業があっても希望通りにはいかないことが多い。それは、受け入れ地区との相性の問題もあるが、そもそも漁業労働に耐えられない、技能を身につけられない、漁村の人間関係に絶えられない、など色々な事情がある。それに加えて、受け入れる側に受け入れる動機が働きにくいということもある。そこで最後にアワビ漁を巡る漁業制度と新規就業について考えてみたい。

先述した通り、地先漁場の資源、例えば、アワビを誰にどう配分するかは、入会集団の制度によって大きく異なる。口開け方式や共同採捕方式のような事例で見たように、集落全体に配分（制限付き機会平等・実力主義か、競争排除・資源分配平等主義か）するか、採鮑組合のように権利者を限定するか、いろいろある。これらの制度自体が漁場利用の共同性の存在を示すものであるが、その在り方はさまざまであり地域社会と自然との関係の違いと、歴史的背景の違いから生じている。

口開け方式・共同採捕制度方式自体には、新たなメンバーを加える制度的阻害要因はない。むしろ、それ以前に、漁村の定住者となり、漁業者になること自体に大きな壁がある。つまり、地縁血縁のない新規就業者が入会集団の一員として認められ、漁協の組合員にならねばならず、そのためには、漁場利用の慣習を身につけ、かつ、漁船、漁具、住まいを準備して、かつ、経営者

として、漁師として、営漁できるかどうかが問われることになる。これをクリアするには、時間も要するし、誰が新規就業者の面倒を見るのかという問題がすぐに出てくる。

採鮑組合方式は定員制なので制度的阻害要因はあるが、多くの場合、定員が埋まっていない。にもかかわらず、新規就業者の受け入れどころか、組合員であっても加入が認められないということが多々ある。なぜなら、メンバーの入れ替えは世襲しか許されていないことがあるからである。しかし、メンバーが高齢化し、数人レベルまで落ち込んだことで、地域内で他の漁業を営む組合員を新たにメンバーに迎え入れているケースが見受けられるようになった。

たとえば、茨城県日立市川尻地区の事例がある。この地区では採鮑組合のメンバーが3人のみとなった一方で、若手の漁業者が多い、シラスなどを漁獲する船曳網漁が厳しくなり、その窮状への対応として若手漁業者が採鮑組合のメンバーとなり、船曳網漁の休漁期（夏場）にアワビ漁をするという再編が進んだ。ただ当初は旧メンバーから拒まれ、ことが円滑に進まなかったという。水揚げをプールする「共同潜り」にあっては素潜りの未経験者を入れると技能レベルが不釣り合いになり、不公平が生じるからだろう。それでも、受け入れが進んだのは、若手漁業者が率先してアワビファームを造成するという旧メンバーにとっても受け入れやすい条件が整えられたからである。

ちなみに漁業者が減ることは、漁村経済を支える力が弱まることに他ならないが、残った漁業者にとっては1人あたりの資源配分が多くなるがゆえに、世襲以外の新規就業を積極的に受け入れるという個人的な動機には繋がらない。翻ると、新規就業者を受け入れるということは、現有漁業者の資源配分が減ることと、誰が面倒見るのかということと、新たに仕事・暮らしの相互扶助の関係づくりをしなければならないということの意味している。地元の漁業者からすれば、メリットよりも、デメリットが頭に浮かんでくる。それゆえ、受け入れる側の体制づくりは簡単ではないし、そもそも、昨今、アワビにおいては資源量も減ってきていることから、なおさら、である。

漁村の衰退は共同性を重視した入会集団の制度問題にされがちである。たしかに、新規就業希望者がいても、入会集団のメンバーや漁協の組合員になるための乗り越えなければならない壁は厚く、定着率は低い。だが、それを解体し、参入障壁を壊すとすると、その後、それに代わる資源と地域社会の関係をつくる制度が用意できるのか、という大きな壁にぶつかることになる。

漁場、入会集団をめぐる漁業制度は、自然と地域社会が共生するための制度であり、それが入会集団のなかで共有されているからこそ共同性が維持される。その制度に馴染んでいない新規就業者を受け入れるのは簡単ではない。それゆえ、積極的に新規就業者を受け入れるような体制をつくるには、まずは入会集団のなかで新規就業を受け入れるメリットをどう共有するのかが問われ、新規就業を受け入れたうえでの共同性を再構築する必要がある。それは、漁場利用の在り方をめぐり「話し合い」により築いてきた「生業」の共同性を再活性化させながら、過去の制度を修正し、体制をつくっていくということに他ならない。

<参考文献>

- 漁業法研究会『逐条解説「漁業法」』（水産社、2005年）
- 田平紀男『日本の漁業権制度－共同漁業権の入会権的性質－』（法律文化社、2014年）
- 平沢豊「アワビ、コダマ貝等の漁場利用と漁場管理」『資源管理型漁業への移行』（北斗書房、1986年）
- 福田洋介「潜水器漁業の運営体制に関する研究 ～宮城県石巻地区を例に～」（東京海洋大学海洋科学部海洋政策文化学科卒業論文、2016年）
- 「現在の日立地方の採鮑」『日立の水産 第1号-第4号』（1986年）
- 坂本亮一「「あわび」漁業の再生とさらなる展開を目指して－磯根資源を活用した漁家経営の安定－」（第15回全国青年・女性漁業者交流大会資料、2009年）

1-11 シンポジウム 印象記

牧野 修也（神奈川大学非常勤講師）

冒頭で、司会の吉野研究委員長から、シンポジウムで捉えていこうとする共同性について、「地域社会の存在形態や持続可能性につながる共同性【会報 202 号（以下、202 と記す。）】」と位置づけられ、その上で、「具体的な生産・生活場面における共同性の立ち現れ方や変動過程【202】」に注目するとした。そして、「変動する地域社会における共同性の再構築の可能性と課題【202】」を浮き彫りにしていく狙いがあるとした。

以上のテーマ設定を受けて、第一報告の藤山浩氏は、中山間地、とりわけ、島根県をベースにした報告が行われた。共同性とは、長続きするために一緒にすることであるとし、一緒に何かをすることを通じて構築されていく記憶が重要になると指摘する。そして、そうした繋がりや記憶は「今だけ、自分だけ、お金だけ」では無理なことであり、そのような姿勢では、風景も含んだ地域社会の 1 世代 30 年を一つのスケールとした持続可能性を見出すことは難しいとする。実際、現状の地域社会は「使い捨て」になっていると指摘する。そして、現状の地域社会においては、中山間地・都市・国家・地球の各レベルで限界状況が、同時多発的に生じていることを指摘する。こうした状況を乗り越えるためにはどうすれば良いのか。藤山氏は、県人口の 1 % の定住人口の増加による子ども数の増加が、地域の共同性を守るための安定性の為に必要であることと地域外で使う消費額の 1 % を地域内消費に取り戻し、原材料も地域内のものを使うようにすることが必要であるという。近場で繋ぐ足し算の発想が重要であり、少量多品種の生産の意義を強調する。そして、昭和の旧村（小学校区）単位で、新たな結節機能としての「小さな拠点」を創り、旧市町村単位で都市拠点とのネットワーク機能を持つ「拠点」を創ることを論じた。

第二報告の林雅秀氏は、山村社会の事例として、福島県只見町の 10 集落を対象とした調査から、コモンズの部外者利用について報告した。林氏は、人口減少や高齢化によって、これまでの権利者だけでは限界になっているとして、その限界を乗り越える必要があるとする。そのために、集落が山林の部外者利用によっていかなる利益を得るのか。そして、どのような集落が部外者入山による利益確保に成功しているのかについて明らかにしていく。分析に当たって、①集落の総会や寄合への参加、②集落の共同作業への参加、③集落の世帯の収入の種類、④部外者入山制以外の集落活性化活動という 4 つの社会関係に着目する。その結果、積極的な部外者入山を行う集落は、旧村の中心部に位置していないこと、兼業農家が中心であるという同質性があり、積極的な部外者入山制以外にも集落活性化のための事業が行われている特徴があることを指摘した。

それとともに、これまでのコモンズ研究は過剰利用状況にあるということが大前提にあり、その前提も問い直し、過少利用状況におけるコモンズの利用についての研究の必要があると指摘した。そして、過少利用条件下においては、部外者をうまく取り込むことが必要であること、そのための条件として、同質的な収入構造であること、集落のキーパーソンが外部の資源との結びつきがあること、集落で活性化事業を行っていることが必要であるとした。

第三報告の濱田武士氏は、漁村社会を事例として論じた。濱田氏は、漁村とは主として漁場利用者＝漁場の共同管理者が暮らす集落であるとし、農山村以上に、資源と地域社会の関係が密接であるとする。そして、漁業集落ごとに入会漁場が設定されているため、これが暮らしと生業の共同性という意味での地域社会の共同性であるとする。また、漁業資源の配分のメカニズムは集落によって異なり、多様であるところに、漁業集落の特質があるという。漁業集落においても、人的資源は高齢化と人口減少の傾向があることは確かであるが、新規参入者を受けていることについての制度的障壁はないが、新規参入者を受け入れようとする動きは限定的であるとする。その理由として、漁業者が減ることは漁村の経済力を弱めることになるが、漁業者として残った人の資源配分が大きくなることにもなるため、新規参入者を受け入れようというモチベーションにつながりにくい面があることを指摘する。

また、新規参入者を受け入れるにしても、その人びとの生活の面倒を誰が見るのかという問題、相互扶助のための関係性を創るためにどのような方法があるのかという問題があることを指摘する。そのことは、共同性を重視した入会集団の制度問題に留まらず、それに代わる資源と地域社

会の関係を創り出す制度を構築できるかに掛かっており、そのことが漁村社会の衰退を食い止めるポイントになるとした。

3人の報告を受けて、コメンテーターの西村雄郎会員からは、藤山氏に対して、歴史的視点から問題をどう位置づけるのか。補助金の問題と子どもの進学のための費用の問題。家と村の関係についてどう捉えるのか。林氏に対しては、今後の展開の可能性と同質性の質をどう捉えるのか。濱田氏に対しては、今後の漁業の可能性について問いかけられた。また、田中里美会員からは、藤山氏に対しては、「村おさめ」や「撤退の農村計画」をどのように捉えるのか。林氏に対しては、コモンズの過少利用の検討に際して、アメリカの過剰利用の変数をそのまま利用しているが、変数を変える必要があるのではないか。経済的な成功だけではなく、外部との交流の意味は何か。濱田氏に対しては、漁家の再生産はどうなっているのか。女性の働きやすさはどうなっているのかという問いが出された。

それに対し、藤山氏からは、都市との違いとして、人と人の繋がりの復活が必要であるということ、職業としての福祉には財政的限界があるので、世代を超える可能性を探るためには、やはり、世代間の補い合いという人と人の繋がりが必要であること、部分最適を越えて全体最適をどう創るかということが述べられ、そのための「小さな拠点」が語られた。また、「村おさめ」については、できることをやり尽くした上での話であり、「撤退の農村計画」とは異なるものであることが強調された。そして、コンパクト化は厳しいであろうとした。林氏からは、只見は同族团的結合があまり多くないことや古くからの地主の影響力が減退していることが述べられた。また、同質性は必要ではあるが、十分条件ではないとした。濱田氏からは、戦後、網元支配が弱化したこと、協業化による集落の生き残りは必要であることが述べられた。所得が高くとも、人が減る現実はあるが、社会の崩壊につながるレベルになるまで意識されないが、雇われの人の人材不足は意識されているとした。また、女性の立場からの不満や社会的発言権に対する不協和音はあるとした。

フロアからは、同質－異質の基準は何か。共同性を高めるにはどうすれば良いか。共同性の再構築のきっかけは何かといった質問が出された。

さて、本シンポジウムのテーマである「共同性」についてであるが、各事例における「共同性」がどのような性質のものであり、どのような基盤から成り立っているのかという点は興味深いものであった。しかし、全体を通じて、地域社会の「共同性」とは何かということになると、やや見えにくいような印象を持った。それは、報告の対象となった地域社会の特質が異なることもあるのだろうが、「共同性」とは何かという概念定義が、各報告者によって異なっていたようにも思えた点にあるかもしれない。このことは、これまでの「共同性」の定義とは異なる「共同性」の定義を共有するための一段階であるのかもしれないが、改めて、「共同性」とは何かを考える必要性があると感じた。

2. 2016年度第6回理事会の報告

2016年度第6回理事会が、2017年5月13日（土）11時から12時10分まで、秋田県立大学秋田キャンパスで開催されました。報告事項として7件、協議事項として7件が議論されました。報告事項の詳細は各委員会報告等をご覧ください。

（出席者）浅野慎一、浦野正樹、熊本博之、黒田由彦、齊藤康則、清水洋行、新藤 慶、杉本久未子、田中里美、築山秀夫、中澤秀雄、西村雄郎、町村敬志、松蘭祐子、丸山真央、山本薫子、吉野英岐（五十音順）

報告事項

1. 研究委員会報告
2. 編集委員会報告
3. 国際交流委員会・ISA-RC21 担当報告
4. 学会賞選考委員会報告
5. 社会学系コンソーシアム報告
6. 第 42 回大会開催事務局報告
7. 事務局報告

協議事項

1. 入会の承認（7 名）、退会の承認（8 名）、会員資格喪失者（1 名）（本会報 13.参照）
・承認後の会員数は 406 名（一般会員 348 名、院生会員 47 名、終身会員 11 名）
2. 年報の J-stage 公開に係る著作権の扱いについて協議した（本会報 11.参照）
3. 日本学術振興会の育志賞の対象者について、これまでの方針にもとづいて確認し、今回は該当者なしとした。
4. 2016 年度決算について承認された（本会報 10.参照）
5. 2017 年度予算（案）について承認された（本会報 10.参照）
6. 2017 年度の研究例会の日程案について協議された（本会報 15.参照）
7. その他の事項について協議された。

（清水 洋行）

3. 総会報告

5 月 14 日（土）17 時～17 時 45 分まで、秋田県立大学秋田キャンパスの大学院棟 2 階大講義室で、総会が開催されました。

総会では、まず、田中重好会員が座長として選出され、会長挨拶、研究委員会報告、編集委員会報告、国際交流委員会報告、地域社会学会賞選考委員会報告が行われました。続いて、地域社会学会年報の J-stage 公開について、現在の進捗状況の報告の後、今後の公開に必要な著作権の扱いについて協議し、原案どおり承認されました。

事務局報告に続いて、2016 年度会計決算報告が行われました。和田清美監事から「有末賢監事とともに監査した結果、正確に執行されていたことを認める」旨の報告に加えて、地域社会学会四十周年記念事業会計について、英語版ウェブサイトでの論文公開が一区切りした後の残額の用途に関して質問があり、事務局より、当会計の目的である地域社会学会会員の研究成果の公開促進に照らして活用のある方を理事会で検討する旨の回答がありました。これらをふまえて、決算報告は承認されました。また、会員の微減をふまえて、2016 年度予算よりもやや縮小となった 2017 年度予算案について、原案通り承認されました。

2018 年に開催される第 43 回大会について、亜細亜大学（東京都武蔵野市）で開催されることが報告され、開催校大会実行委員長の有末賢会員からご挨拶がなされました。また、第 42 回大会実行委員長の荒樋豊会員からご挨拶がなされました。

なお、総会に先立ち同会場にて、第 10 回（2016 年度）地域社会学会賞表彰式が開催されました。大会校のご厚意による赤い花を胸に表彰式に臨んだ、受賞者の広田康生会員、藤原法子会員、丸山真央会員から、受賞のスピーチをいただきました。

（清水 洋行）

4. 研究委員会からの報告

今期の研究委員会も2年度目に入りました。5月13日～14日に秋田県立大学で開催された第42回大会に多くの会員にご参加いただきありがとうございました。大会シンポジウムでは学会内外から3名の報告者と2名の討論者に登壇していただき、活発な議論が展開されました。研究委員会としては、今後も研究例会のなかで、大会シンポジウムのテーマに関連した報告を企画し、次回大会シンポジウムにむけた議論を盛り上げていきたいと思っております。

7月15日の第1回研究例会では、秋田県立大学で開催されました大会シンポジウムの総括を行います。報告者は船戸修一会員です。もう1本の報告は、田中志敬会員による報告です。福井県福井市の中心市街地における取組みを事例に、地方都市の現在の状況と課題を報告していただきます。皆様のご参加をお待ちしています。

(吉野 英岐)

5. 編集委員会からの報告および年報第30集の原稿募集のお知らせ

地域社会学会年報第29集は、会費納入済会員には第42回大会会場にて配布されました。会員の皆様のご協力に対し、改めまして御礼を申し上げます。未入手の皆様につきましては、会費納入が確認された方から、会報に同封して順次郵送される予定です。

<年報第30集の原稿募集のお知らせ>

さて早速ですが、地域社会学会年報第30集(2018年5月発行予定)の原稿募集の時期となりました。下記の要領にしたがって募集いたしますので、奮ってご投稿下さい。自由投稿論文については他のカテゴリーの原稿に比べて締め切りが早くなっております。<ビューポイント><名著再発見><研究紹介>のコーナーについても、投稿をお待ちしております。すべての投稿原稿は、投稿規定・執筆要領・著作権規定(学会HPに掲載)を十分に踏まえてご提出下さい。

なお、投稿規定・執筆要領については、第41回大会総会の際に改定されました。変更後の内容については年報第29集の巻末または学会HPにて、ぜひともご確認をお願いいたします(「出版・刊行物」のページの一番下に投稿規程・執筆要領等への入口があります)。

<年報第30集原稿募集要領>

1. 自由投稿論文: タイトル・執筆者氏名・本文・図表・注・引用文献を含めて、年報掲載時に14ページ以内(1ページは41字×38行で1,558字)に収まるものとする。編集上必要なデッドスペースを差し引いて、上限字数は21,402字(41字×522行)である。図表等については編集上十分なスペースを確保してください。なお英文要旨は掲載決定後に、300語以内で作成する。
自由投稿論文の締め切りは、2017年9月末日(必着)とします。
2. 書評(依頼)／自著・自訳書・編著書紹介(依頼)／研究紹介: タイトル・執筆者氏名・本文を含めて、年報掲載時に2ページ以内となる2,870字(41字×70行)に収まること。
3. ビューポイント／名著再発見: タイトル・執筆者氏名・本文を含めて、年報掲載時に4ページ以内となる5,986字(41字×146行)に収まること。
2及び3の原稿の締め切りは、2017年10月末日(ハードコピー必着)とします。
4. 原稿は、ハードコピーを編集委員会委員長宛に1部お送り下さい。あわせて、別紙に氏名・住所・電話番号・電子メールアドレスを明記して下さい。同時に、Eメールの添付ファイルにて原稿の電子ファイルをご提出下さい。

5. 「執筆要領」で明文規定している以外のルールは『社会学評論スタイルガイド』に準拠することになります。この点、くれぐれもご注意ください。
6. また、自由投稿論文については 300 語程度の英文要旨を掲載することになります。英文要旨は、編集委員会で論文審査が終了した後に提出して頂きます。次号から、編集委員会でも英文校閲を行う予定です。
7. 原稿の提出先

送付先：〒186-8601 東京都国立市中 2-1

一橋大学大学院社会学研究科 町村敬志研究室気付

地域社会学会編集委員会

Email: t.machimura@r.hit-u.ac.jp

<自由投稿論文審査規程について>

編集委員会では、自由投稿論文の審査基準を明示するため「自由投稿論文審査規程」を定めています。本規程はホームページにも掲載されていますので、投稿予定の方はご参照下さい。

(町村 敬志)

6. 国際交流委員会からの報告

総会でも報告しましたが、地域社会学会の英語版ウェブサイトにも予定していたすべての論文を掲載しました。せひともご覧ください。

英語版ウェブサイトに関して、ご意見などありましたら、黒田(yskuroda@sugiyama-u.ac.jp)までお寄せください

(黒田 由彦)

7. 地域社会学会賞選考委員会からの報告(2017 年度学会賞候補業績の推薦について)

2017 年度の学会賞の選考を開始します。

- (1) 地域社会学会賞には、1. 学会賞（①個人著作部門、②共同研究部門）、2. 奨励賞〔大学院修士課程修了 15 年以内の者〕（③個人著作部門、④共同研究部門、⑤論文部門）の 5 種類の賞があります。

- (2) 対象業績は、2016 年 6 月 1 日から 2017 年 5 月 31 日までに刊行された業績です。

- (3) 推薦期間は、2017 年 7 月 1 日（土）から 9 月 25 日（月）の間です。

- (4) 推薦委員による推薦のほか、会員の自薦・他薦もあります。選考委員長の鯨坂学宛てに 2017 年 9 月 25 日（月）必着でお願いします。自薦の場合は、刊行物 1 点も送付してください。

- (5) 送付先は、

E-mail : majisaka@mail.doshisha.ac.jp（「開封確認要求」付きで）

郵送： 〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入る

同志社大学社会学部 鯨坂 学

まで。

- (6) 推薦にあたっては、学会賞規定に沿った基準で選んでいただき、以下を記してください。

①学会賞、奨励賞の区別、②対象研究成果の題目、発行年月日、発行所あるいは掲載雑誌名・巻号、③著者・编者・編著者の氏名、所属、職位・学年次、奨励賞の場合は修士課程修了の有無と修了年月、④推薦者氏名、推薦理由（300 字以内）。

(7) 2017年度の選考委員は、浅野慎一（新）、鯉坂 学（重任）、有末賢（重任）、武田尚子（重任）、黒田由彦（新）、橋本和孝（重任）、広田康生（重任）、町村敬志（重任）で、委員長に鯉坂が選ばれました。

推薦委員（16人）は、任期中（2年間）は非公開で、任期の終了後に「会報」で公開しています。

（鯉坂 学）

8. 社会学系コンソーシアム担当からの報告

社会学系コンソーシアムでは、3月22日の理事会で、前回の理事会から引き続き2018年のInternational Sociological Association（以下「ISA」）トロント大会に向けて、『世界へのメッセージ』の「補遺」を作成する提案について議論がされた。議論の結果、上記の「補遺」という形式を取ることはしないこと、但しコンソーシアムの独自の発信として『ニュースレター』のISA特集号を作って日本の社会学の現状の一端を追補・発信していくことには意味があるだろうということになった。内容は、各学協会の自由に任せつつ、各学協会の状況や、学会賞の一覧・その英語タイトル・要旨などを載せることがプランとして示され、また原稿の取りまとめ方についても、各学協会の任意参加とする方針が示された。今後、上記の方針のもと、次回7月の理事会までに構想をまとめ、決定、その後各学協会に対応を依頼することとなった。

（浦野 正樹）

9. 地域社会学会第42回大会会計報告

（略）

10. 地域社会学会2016年度決算報告、2017年度予算（会計年度5月1日～4月30日）

（略）

11. 2014年5月10日以前に投稿された著作物に関する地域社会学会著作権規定の適用について

地域社会学会では、当学会会員の研究成果を広く発信するため、J-stage（総合電子ジャーナルプラットフォーム）で地域社会学会年報（以下、年報）に掲載されている論文ほかの著作物を公開するための準備を進めてきました。会報201号（2017年3月発行）でお知らせした通り、年報のJ-Stageへの公開が認可されたことから、年報に掲載されている著作物の公開にあたり、執筆者のみなさまの承認が必要となりました。

ご承知の通り、地域社会学会では著作権規定が定められております（地域社会学会ホームページの「出版・刊行物」のページをご覧ください）が、これは2014年5月10日に発効したものです。今回の公開の対象には、この著作権規定が発効する前に刊行された年報に掲載されている著作物も含まれます。

これらの著作権の扱いに関して、地域社会学会総会（2017年5月13日（土））にて、以下の通り提案し、承認されましたのでお知らせいたします。

- (1) 『地域社会学会年報』および『地域社会学会会報』に掲載されている著作物で、地域社会学会における著作権規定が発効した2014年5月10日以前に最終原稿が投稿されたものについて、現行の著作権規定を適用する。
- (2) (1) について、次号会報（203号）と地域社会学会ホームページにて公示し、会員からの異議申し立て期間を2017年11月末日までとする。
- (3) 退会・逝去等により、現在、会員でない者については、個別に著者本人または著者の遺族等に連絡をとり承諾を得るものとする

会員のみなさまにおかれましては、第26集以前に刊行された年報に掲載されている著作物（論文、書評、自著・自訳書・編著書紹介、ビューポイント、名著再発見等）について、J-stageでの公開を承認されない場合は、2017年11月末日までに、その旨を事務局までご連絡いただけますようお願いいたします。

12. 事務局からのお知らせとお願い

<会員名簿（冊子体）の発行のお知らせ>

この度、会員名簿（冊子体）を発行いたしました。名簿作成にご協力いただきまして、ありがとうございました。会員名簿（冊子体）は、3年毎に発行しているものです。今回は、入会時期が2017年2月以前の会員が掲載されています。会報202号と同封でお送りいたしましたが、届いていない方は事務局までお知らせください。また、学会事務局が、電子ファイルで作成・管理している名簿（非公開）につきましては、随時更新しておりますので、所属機関やご住所、メール等が変更となりましたら、事務局までご連絡いただけますようお願いいたします。

<地域社会学会年報第28集のJ-stage公開のお知らせ>

5月に開催されました地域社会学会大会の終了後に、昨年度刊行された年報第28集をJ-Stageで公開いたしました。以下のサイトをご確認いただければ幸いです。

https://www.jstage.jst.go.jp/browse/jarcs/0/0/_contents/-char/ja/

現在、年報第27集について作業を進めており、7月上旬には公開できる見込みです。今後は、最新号について翌年の大会終了後に公開して参ります。また、第26集以前の年報の著作物については、著作権の確認がされましたら順次公開していく予定です。第26集以前に刊行された年報に掲載された著作物に関する著作権の扱いについては、本会報の「11. 2014年5月10日以前に投稿された著作物に関する地域社会学会著作権規定の適用について」をご確認ください。

<2017年度の会費納入のお願い>

新年度に入りましたので、2017年度の会費納入をお願いします。納入済みの方以外に郵便振替用紙を同封しました。郵便振替用紙に、会員ご本人の氏名・ご住所を明記のうえ、納入くださいますようお願い申し上げます。一般会員は、6,500円（年報代含む）、院生会員は、5,000円（年報代含む）です。振り込まれた方には、地域社会学会年報第29集を次号会報と同封にてお送りします。

また、過年度の会費を未納の方は、未納年度の会費もお振り込みくださいますようお願いいたします。お振込いただいた方には、当該年度の年報をお送りします。会則第6条2に「継続して3年以上会費を滞納した会員は、原則として会員資格を失うものとする」とありますので、ご注意ください。

納入済にもかかわらず請求書が届きましたら、事務局までご一報くださいますようお願いいたします。

13. 会員異動

<新入会員>(五十音順)

(略)

<退会会員>(五十音順)

(略)

<会員資格喪失者>

(略)

(以上、5月13日の理事会で承認)

14. 会員の研究成果情報(2017年度・第1次分)

会員の研究成果について、2016年以降に刊行され、2017年6月10日までに情報提供をいただいたものを掲載します(過去の会報に掲載されたものや口頭発表は除きます)。

引き続き、2016年以降の研究成果に関する情報を募集しています。同封の用紙(地域社会学会WebサイトからMSワード版がダウンロードできます)の情報を、事務局宛のメールに添付でお送りください(ファックスも可)。メールに必要事項を書いて送っていただいても構いません。ご協力よろしく申し上げます。万一、情報を提供したにもかかわらず以下に掲載されていないなどの手違いがございましたら、事務局まで御一報くださいますようお願いいたします。

2016年(書籍)

武田俊輔(編著)『世代をつなぐ竜王の祭り:苗村神社三十三年式年大祭』サンライズ出版、2016年3月

2016年(論文)

Cécile Asanuma-Brice, Fukushima, temps de la fin contre fin des temps, *Sciences et Avenir*, 2016年3月

米田公則「グローバル化時代における地域とツーリズム(3)」、『椋山女学園大学研究論集 社会科学篇』第45号、2016年3月

米田公則「「地域公共性」の成立可能性をめぐって」、『椋山女学園大学文化情報学部紀要』第15巻、2016年3月

武田俊輔「都市祭礼におけるコンフリクトと高揚:長浜曳山祭における山組組織を事例として」『生活学論叢』(28):17-29、2016年5月

武田俊輔「都市祭礼における社会関係資本の活用と顕示:長浜曳山祭における若衆たちの資金調達プロセスを手がかりとして」、『フォーラム現代社会学』(15):18-31、2016年5月

武田俊輔「都市祭礼における周縁的な役割の組織化と祭礼集団の再編—長浜曳山祭におけるシャギリ(囃子)の位置づけとその変容を手がかりとして—」、『年報社会学論集』(29):80-91、2016年8月

船戸修一・武田俊輔・祐成保志・加藤裕治「地域との関係の中で形成される放送人のアイデンティティ:NHKのラジオ・ファーム・ディレクター(RFD)の聞き取り調査から」、『東海社会学年報』(8):82-92、2016年9月

Cécile Asanuma-Brice, *La mémoire de l'oubli, une forme de résistance à la résilience*, publication des *actes du colloque : Après le désastre, réponses commémoratives et culturelles*, Université de Tôkyô, pp.73-82

2016年（その他）

（書評）玉野和志「赤枝尚樹著『現代日本における都市メカニズム—都市の計量社会学』」、『ソシオロジ』第61巻2号、pp.139-142、2016年11月

2017年（書籍）

橋本和孝『失われるシクロの下で—ベトナムの社会と歴史—』ハーベスト社、2017年2月
市川秀之・武田俊輔（編）『長浜曳山祭の過去と現在：祭礼と芸能継承のダイナミズム』おうみ学術出版会、2017年3月

吉原直樹・似田貝香門・松本行真編著『東日本大震災と〈復興〉の生活記録』六花出版、2017年3月

春日清孝・楠秀樹・牧野修也編著『〈社会のセキュリティ〉を生きる 「安全」「安心」と「幸福」との関係』学文社、2017年4月

2017年（論文）

小林博志「雑誌『家の光』にみる嫁の意識変化—高度経済成長期における兼業化の進展を背景として—」、『社会学研究』第99号、2017年2月

Tamano, Kazushi. "Globalisation and Regionalisation in Japan: The Dominant Power of Central Government Administration"、『人文学報』No.513-1、pp.1-10、2017年3月

米田公則「「地方消滅論」の社会学的考察」、『椙山女学園大学研究論集 社会科学篇』第46号、2017年3月

吉原直樹「再定住を進めるコミュニティ施策に疑問 外に広がる被災者像をメディアは伝えよ」、『Journalism』2017年3月号、朝日新聞社、2017年3月

吉原直樹「帰還と移住のなかのゆらぐ原発事故被災者コミュニティ」、『学術の動向』第22巻4号、日本学術会議、2017年4月

Cécile Asanuma-Brice "Fukushima : où l'on tente encore de nous faire croire que le nucléaire pourrait être moteur de la redynamisation rurale (une catastrophe sans fin)", *Sciences et avenir*, 13 mars

2017年（分担執筆）

Cécile Asanuma-Brice, *Atomic Fission and Japan's Nuclear Meltdown: When politics prevails over scientific proof, in Planetary Atmospheres and Urban Society after Fukushima*, edited by Christophe Thouny & Mitsuhiro Yoshimoto, Palgrave McMillian, 2017年1月

佐藤友光子「中山間の地域再生と区長制—高知県高岡郡梶原町を事例として—」、岩上真珠・池岡義孝・大久保孝治編『変容する社会と社会学—家族・ライフコース・地域社会—』第9章：pp.224-250、学文社、2017年2月

吉原直樹「〈出会い〉の可能性—サロン／ポストサロンにおける二つの時間—」、近畿大学日本文化研究所編『対話—潜在する可能性』風媒社、2017年2月

交野正芳「地域コミュニティ」、愛知大学中部地方産業研究所編集・発行『東三河の経済と社会』第8輯、2017年3月

広原盛明「高度成長都市・神戸の軌跡—「大都市構想」を通して—」、庄司俊作編『戦後日本の開発と民主主義—地域にみる相克—』昭和堂、第1章、2017年3月

吉原直樹「「共同性」をめぐる相克」、広井良典・大井浩一編『2100年へのパラダイムシフト』作品社、2017年3月

吉原直樹「モダニティ・共同性・コミュニティ—「生きられる共同性」再論—」、金子勇編『計画化と公共性』（講座・社会変動10）、ミネルヴァ書房、2017年3月

牧野修也「地域社会の意味と存続可能性—地域社会に生きることの意味」、春日清孝・楠秀樹・牧野修也編著『〈社会のセキュリティ〉を生きる 「安全」「安心」と「幸福」との関係』学文社、2017年4月

大倉健宏「ペットと家族と地域社会のセキュリティ」、春日清孝・楠秀樹・牧野修也編著『〈社会のセキュリティ〉を生きる 「安全」「安心」と「幸福」との関係』学文社、2017年4月2017年（その他）

（書評）玉野和志「高田昭彦『政策としてのコミュニティ』—武蔵野市にみる市民と行政のパートナーシップ」、『社会学評論』第67巻4号、pp.511-513、2017年3月

以上

15. 2017年度研究例会の日程（予定）のお知らせ

地域社会学会では、毎年4回の研究例会を開催しています。各研究例会は、研究委員会が企画し、翌年5月に開催される大会シンポジウムに関連する研究報告を依頼しています。研究例会では、長めの時間を用いて詳細な発表が行われ、報告者・参加者による質疑応答や大会シンポジウムにむけた議論が展開されます。

2016年度は、会員・非会員をあわせて各回30名程の参加がありました。研究例会には、一般会員・院生会員のほか、各回の報告や地域社会学に関心のある方のご参加も歓迎いたします。なお、研究例会の終了後、会場を移動して懇親会が開催されています。ざっくばらんにいろいろな話題を通じて交流が広がるよい機会です。こちらも一般・院生問わず、また非会員の方も参加できます。

以下に2017年度の予定を掲載します。いずれも開催時間は14時～17時の予定です。日程・会場が変更される場合もありますので、開催日が近づきましたら地域社会学会のホームページでご確認ください。

- 第1回 7月15日（土）早稲田大学 戸山キャンパス
（報告者・タイトルについて表紙をご覧ください）
- 第2回 10月7日（土）首都大学東京 秋葉原サテライトキャンパス（予）
- 第3回 12月3日（土）同志社大学
- 第4回 2018年2月11日（日・祝）14時～17時 会場は調整中
（第4回は土曜日ではありません。ご注意ください）

16. 次回の理事会・委員会のお知らせ

会場は、いずれも、早稲田大学 戸山キャンパス 33号館です。

- 第1回 研究委員会
日時：7月15日（土）11時～12時30分。場所：3階 第一会議室
- 第1回 編集委員会
日時：7月15日（土）11時～12時30分。場所：3階 第二会議室
- 第1回 国際交流委員会
日時：7月15日（土）11時30分～12時30分。場所：4階 432教室
- 第1回 理事会
日時：7月15日（土）12時30分～14時。場所：4階 434教室

第1回研究例会 会場案内

早稲田大学戸山キャンパス 33号館 3階 第1会議室
〒162-8644 東京都新宿区戸山 1-24-1

◇早稲田大学 戸山キャンパス構内図



<交通アクセス>

会場となる早稲田大学・戸山キャンパスまでの公共交通をご案内します。

【電車の場合】

地下鉄東京メトロ東西線の「早稲田駅」（出口2、出口3b）から徒歩3分

【バスの場合】

JR 山手線・西武新宿線の「高田馬場駅」から都営バス「早大正門」行きに乗車し、
「馬場下町」バス停で下車、徒歩2分

詳しくは、次のHPを参照してください

<https://www.waseda.jp/top/access/toyama-campus>

◇早稲田大学 戸山キャンパス 33号館3階案内図

